

ビザンツ属州行政と名望家層：
コムネノス朝期のテッサロニケ地域を軸に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 根津, 由喜夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/976

ビザンツ属州行政と名望家層

——コムネノス朝期のテッサロニケ地域を軸に——

根津 由喜夫

一 はじめに

一〇八一年、アレクシオス・コムネノスは多くの親族や盟友の貴族たちの支持を得て、政権を奪取することに成功した。井上浩一氏は、ここに発足した政権を、有力貴族の勢力を結集した「貴族連合支配体制」と定義付けている。^①

かつて米田治泰氏が指摘しているところによれば、コムネノス朝支配体制の枢要な部分を担った皇帝親族の有力貴族Ⅱ「コムネノス一門」は、その多くがパフラゴニアやアルメニアコン、アナトリコ^②ンなど小アジア出身者であった。だが、周知のごとく、アレクシオス一世の即位当時、小アジアにおけるビザンツの支配はトルコ人の侵攻によって崩壊状態にあったはずである。ビザンツ史の研究を志したばかりの頃にこの論文に接した筆者は、自らの本拠をトルコ人によって奪われた小アジアの貴族たちが、どうやって政権を獲得、

維持できたのだろうか、と素朴な疑問を抱いた記憶がある。

英国のビザンツ史家M・F・ヘンディーが提示した見解は、そうした疑問に対して部分的な返答を与えてくれた。彼によれば、「コムネノス一門」の貴族たちは皇帝の厚意によってバルカン地域に多くの所領を獲得しており、それが彼らの経済的基盤となったのであった。^③

それでは、「コムネノス一門」の貴族たちは、小アジアの本拠を失ってバルカンに新たな所領を獲得したとき、その存在の有り様を何ら変質させることはなかったのだろうか。コムネノス朝の政権奪取を属州に大所領をもつ軍事貴族の勝利、と捉えるG・オストロ^④ゴルスキーの有力な学説が提示されて以来、こうした問いに答えようとする真剣な試みは久しくなされてこなかったように思われる。そこでは、コムネノス朝の支配体制を支えていたのは大土地所有貴族である、という暗黙の前提の下に議論が構築されてきたのである。

たとえば、コムネノス朝によるおよそ百年にわたる国内政治の安定と、一一八〇年以降の急激な帝国の衰亡の要因を語る井上浩一氏の以下のような議論は、基本的に上記の図式を踏襲したものとと言えるだろう。

氏が語るところによれば、コムネノス朝が、それまでの政局の混乱を終息させ、政権を安定させることに成功した最大の要因は、当時、大土地所有者として地域社会に勢威を揮っていた属州貴族層を積極的に政権に迎え入れ、彼らの支持を確保したことにあつた。だが、反面、弱体な皇帝が登位すると、地域社会に支配的地位を築いていた貴族たちを統制することが困難になり、それが十二世紀末のビザンツ帝国の分裂、多くの地方政権の叢生を生むことになった、というのである。アレクシオス一世とトレビゾンドのガブラス家为例に、地域支配を行なう貴族と、彼らの支配の現実を認め、彼らから名目的な服従を受けることで満足する皇帝との相互関係を論じた論考⁵、大土地所有者としての貴族の側面に手出しができなかったこととにアンドロニコス一世（在位一一八三—一一八五）の改革失敗の要因を見る研究⁶、第四回十字軍による帝都制圧以降、反ラテン闘争の主体を担ったのは、十一世紀以来、地域を支配してきた貴族勢力であることを強調した著書⁷など、この点において、井上氏の主張は一貫している。

だが、十一世紀の小アジア軍事貴族と十二世紀の「コムネノス一門」の連続性を所与の前提のように解釈することは、本当に正しい態度と言えるのだろうか。実際のところ、コムネノス朝時代の歴史を少し子細に調べてみれば、そうした解釈を前提とした場合には容

易に説明できない事象に出会うことも少なくないと感じるのは筆者だけではあるまい。

たとえば、十二世紀の「コムネノス一門」の有力貴族が依然として地域社会に強固な基盤を有していたとすれば、彼らが、十一世紀の彼らの父祖のように属州で大規模な軍事反乱を起こすことがなかったのはなぜなのだろうか⁸。コムネノス朝の下でも帝位をめぐる権力闘争は続発しており、宮廷陰謀事件は数多く起きていただけに、このことは一見していささか奇異なことのように感じられるのである。

また、彼ら「一門」の貴族が、地域社会に自己の勢力基盤を置いていたとしたら、彼らは首都の宮廷において、自らの所領所在地域の利害擁護者として振る舞ったはずである。ところが、実際にはそうした形跡はほとんど確認できない。それどころか、十二世紀後半になると、アテネ府主教ミカエル・コニアテスが報じるように、中央政府の苛斂誅求が募り、それに対する地方住民の怨嗟の聲が高まるようになるのである⁹。地域の利害を代弁しうる立場にあつたはずの属州貴族たちが政権の中樞を占めたコムネノス朝政権において、どうしてこのような中央と地方との不幸な関係が出来たのだろうか。

第四回十字軍以後の反ラテン闘争の主体をめぐる議論についても、幾つかの疑問が提示されるだろう。十二世紀末以降の帝国解体、群小の地方政権の分立過程を少し詳しく見てみれば、そこで大多数を占めているのは、「コムネノス一門」の貴族ではなく、皇帝とは直接の血縁関係をもたない地方名望家の家系の成員であることが看取

されるはずである。^⑩一方、帝国各地に大所領を有した「一門」の貴族たちは、ほとんど反ラテン闘争の前面に立つことはなかった。コムネノス・アンゲロス朝の縁者によって建てられたニカイア、エペイロス、トレビゾンドの三つの主要な亡命政権にしても、建国当初においては在地勢力の支持に頼らざるを得なかったことは指摘しておく必要があるだろう。^⑪

これらの問題に関して、近年、注目すべき議論を展開しているのがフランスのJ・C・シェイネや英国のM・アンゴールド、P・マグダリーノらである。彼らは、基本的に十一世紀の属州貴族とコムネノス朝のそれとの連続性を否定する立場を取り、コムネノス朝期において、地方行政の主体を担ったのは宮廷貴族化した「コムネノス一門」の成員ではなく、「一門」や皇帝宮廷とは直接の関わりをもたない在地貴族・地方名望家層（アルコンテスと総称される）であった、とする見解を提示しているのである。^⑫

たとえばマグダリーノは、コムネノス朝の下で「封建貴族」による権力の細分化が進行した、という旧来の説を真っ向から否定し、「皇帝政権は、コムネノス朝期（一〇八一—一八〇）ほど集権化されたことは決してなかった」と論じている。^⑬その根拠として、彼は、軍事的大貴族が帝都や皇帝一族とかつてなかったほど緊密に自己同一化を果たしていたことを指摘し、彼らは地域的基盤の上に支配権を行使することはなかった、と結論付けるのである。彼の所説に従えば、コムネノス朝の皇帝は、属州を掌握する上で総督職を「コムネノス一門」の成員で独占させたが、後者が自分の任地に定着するのを阻止するために彼らを短期間で交替させたため、地方行政の

安定性と連続性を実際に保証していたのは地方都市のアルコンテスなのであった。^⑭

このように、中央の「コムネノス一門」⇨宮廷貴族層と地方の在地貴族・名望家層の社会的機能を区別する立場に立つならば、コムネノス朝期の貴族に関して先に挙げた疑問点も整合的な解答が得られることは確かであろう。

帝都の皇帝宮廷に集う皇帝親族⇨「コムネノス一門」の成員たちは、属州社会に確固たる権力基盤を築き上げることはなかったから、大規模な属州反乱を起こすことも、反ラテン闘争の主役を演じることもできなかったのである。帝都で暮らす彼らは次第に属州社会から遊離した存在になっていった。彼らは地方住民に対する共感の念に乏しく、属州を搾取の対象としてしか考えない傾向が強まってゆく。それが翻って地方住民の中央に対する反感、憎悪を昂進させる結果を生んだことは容易に想像できる。

そうしたなかで、地方行政の実務を担う在地貴族層は、地域社会にしっかりと根を下ろし、地域利害の代弁者としての地位を固めていった。十二世紀末に中央政府の威信が失墜したとき、一斉に自立の動きを示し、さらに帝国滅亡後には各地に割拠して、征服者であるラテン勢力と対峙することになったのは、まさにこうした勢力であった。

以上のような図式に従うことに筆者も異存はない。だが、この点に関連してまだ未解決の問題が残されていることも指摘しておくかなければならない。首都の「コムネノス一門」⇨宮廷貴族層と地方の在地貴族・アルコンテス層の脆弱な関係が十二世紀末の帝国の急激

な解体を招いたとすれば、なぜ地方統治に関して同一のシステムの下で運営されていたはずの一〇八一一一八〇年の期間にはそれが円滑に機能し、地方行政が安定的に推移したのかが説明される必要があるだろう。ところが、この点に関しては、激しい政治的変動の中で地域の有力者の活発な活動ぶりが史書によって把握できる十一世紀や一一八〇年以降と比べて、この時期の情報が極端に乏しいこととあり、アンゴールドらもあまり明晰な議論を展開してはいないのである。^⑤

しかしこの点に関して、コムネノス朝期のビザンツ属州の行政機構の実態を知る上で豊かな情報をもたらしてくれる史料が我々の許に残されているのは幸運なことであった。アトス山修道院文書がそれである。そこには、アトス山修道院の所領が存在したテッサロニケやその周辺のマケドニア地方、という地理的な限定は伴うものの、コムネノス朝前半、とりわけ同朝初代のアレクシオス一世治下（一〇八一―一一一八）に関する多くの文書が残されており、それらを分析することで、この時期の属州行政の実態や「コムネノス一門」出身の地方長官や在地名望家たちの活動の状況など貴重な知見を得ることができるのである。

以下では、アレクシオス一世治下のテッサロニケとその周辺地域という、时期的、地域的に限定された範囲を対象に、コムネノス朝期の属州行政の実態とそこで多様な貴族や名望家たちの活動の状況や彼ら相互の関係を具体的に分析する作業に取り組むことにしたい。こうした作業を通じて我々は、コムネノス朝の下で、いかにして属州社会の安定と繁栄を維持するための統治システムが構築しえ

たのか、という前述の問いに対する答えを探ることが可能になるのである。そしてそうした試みは同時に、コムネノス朝期のビザンツ属州社会の構造を解明するための出発点を成す、という点において、非常に重要な意味をもつはずである。

二 十一世紀のテッサロニケ地域

まず最初に、アトス山修道院文書の考察に入る前に、これらの文書が作成される背景を成したテッサロニケ地域の歴史的状況を簡単に整理しておこう。^①

古代後期にはバルカン西部を管轄するイリュリウム管区長官の座所が置かれたテッサロニケは、守護聖人聖デメトリオスの加護の下、七世紀以降、帝国においてコンスタンティノープルに対抗しうる地位を主張できた唯一の都市であった。^②

九世紀に至るまで同市は、イリュリウム長官の後裔と思われるテッサロニケ長官^③の管轄下にあったようだが、九世紀前半にテマ・テッサロニケが発足し、以後、この地域の軍民両権は同テマのストラテীগスが掌握することになった。^④

その後、十世紀後半には同市は対ブルガリア戦の重要な戦略拠点として、精銳の重装騎兵部隊を統率するドゥクスの座所になった。^⑤ テマのストラテীগスとドゥクスは一時的に併存していたらしく、十世紀後半のいわゆるエスコリアル^⑥のタクティコンには両者が並記されている。また、十一世紀初頭に至るまで、アトス山修道院文書にはトゥルマルケスやドラゴンガリオスといったテマ将校の称号を帯びた人物が証人として登場しているから、その時期まではテマ組織

は存続していたと考えられる⁸⁾。

この間、同じく対ブルガリア戦の拠点であったアドリアノーブルが強力な軍事貴族家門を輩出したのに対し、テッサロニケではなぜかそうした現象は生まれることはなかった。その理由を明らかにすることは、遺憾ながら現時点では不可能である⁹⁾。

一方、十世紀後半以降、この地域に全般的な平和が訪れたのと歩調を合わせるかのように、アトス山の諸修道院、とりわけラウラやイヴィロンなどの有力なそれは、皇帝の手厚い保護を受けて多くの所領を獲得し、大土地所有者としての地位を築きつつあった。

J・ルフォールによって説明されたイヴィロンの例¹⁰⁾で言えば、同修道院は、九七九／八〇年にヒエリッソス近郊のコロブウ修道院を皇帝から授与されたことで一躍テッサロニケ地域各地に所領をもつ大土地所有者の地位に躍り出ることになった。というのも、当時、コロブウ修道院は、ストリュモン溪谷やテッサロニケ周辺、それにカルキディケ半島などにあった幾つもの修道院の地所を集積していたからである。ルフォールによると、経営に行き詰まった中小の修道院の財産をコロブウや次いでイヴィロンなどの新興の有力修道院に預けることは、後者の力を利用して窮乏したそれらの修道院の再興と資産の再活用が図れると同時に、国庫に損失を与えることなく、豊かな贈与事業を行なえる、という点において、国家にとっても大きな利点になったのである¹¹⁾。ルフォールの試算によれば、十一世紀中葉、イヴィロンの所有する土地は四五〇〇ヘクタールに達したという¹²⁾。

しかし、一〇七〇年代に至ると、大土地所有者として順調に成長

を遂げたアトス山修道院にも不安な影が及び始める。おりからのトルコ人による小アジア侵攻によって、帝国政府は税收減と軍事費の増大のために深刻な財政難に陥り、帝国の発行するノミスマ金貨は急激に品位を低下させつつあった。こうした状況の下で、政府は各地に官吏を派遣して土地の検分と税額査定を行なわせ、税額を引き上げようと奮闘している。ラウラ修道院の場合では、十一世紀半ばにおよそ年額四七ノミスマタ納めていた税が一〇七九年には約八〇ノミスマタに増額されているのである。

こうした措置は、実際には貨幣価値が大きく下落していたために、重大な負担増を意味するものではなかった。にもかかわらず、ラウラは、猛烈な抵抗運動を展開し、あらゆる術策を駆使して税の増額分を支払うことを拒み続けた¹³⁾。

こうした修道院側の態度を逆手に取るかのように、ビザンツ当局は、アレクシオス一世の即位以降、土地検分と税額査定の主要な目的を、税收の増大から税負担をしていない「余剰分」の土地の没収へと切り替えてゆく¹⁴⁾。イヴィロンの場合、一〇七九年当時マケドニア地方に有していた二三の所領のうち十一を一一〇四年までに失い、没収された所領の面積は一三〇〇ヘクタールに及んだ。所有していた地所の三割近くが国庫に収公された計算になる¹⁵⁾。

そうした没収所領の多くが、皇帝の親族や腹心の手に渡った。アレクシオス一世の治下、彼の兄弟であるイサキオス・コムネノスとアドリアノス・コムネノス、義理の兄弟のニケフォロス・メリッセノスやヨハネス・ドゥーカスなどがアトス山修道院の旧領の受領者や隣接所領の所有者として修道院文書に頻繁に顔を出すようになった

た。⁽¹⁶⁾なかでも、皇帝の義兄（姉エウドキアの夫）ニケフォロス・メリッセノスは、小アジアでの反乱行動を停止させる代償としてカイサル⁽¹⁷⁾の爵位とテッサロニケの町を皇帝から授けられていたから、この地域一帯における最大の有力者の地位を占めたことは想像に難くない。⁽¹⁸⁾

こうした皇帝親族以外にも、パクリアノス家やブルツェス家など、小アジアに本拠を有した貴族家門がこの時期にはテッサロニケ周辺に所領を獲得し、移り住んでいる。

これらテッサロニケ周辺地域に進出した世俗の有力者たちは、以前からこの地域に多くの所領を抱えていたアトス山修道院にとっては油断のならない隣人になった。こうした有力者やその代官たちは、自分の所領を拡大するために画策を繰り返し、所領の境界線をめぐってしばしば修道院と争論を引き起こしたからである。⁽¹⁹⁾

こうした争議において、修道院側は常に守勢に立たされていたわけではなかった。

一一〇一年、セバストラートルのイサキオスは、彼の魂の救済のため、カルキディケ半島東部、アルセニケイアの三万二千モディオイに及ぶ牧草地をイヴィロン修道院に寄贈した。⁽²⁰⁾実はこの所領は、一〇七九年の皇帝ニケフォロス三世ボタネイアテスの黄金印璽文書にイヴィロンの所領として登場しているから、この寄進は実質的には同修道院による旧領の回復を意味していた。おそらくイヴィロンの修道士たちは執拗に請願を繰り返し、ついにセバストラートルの譲歩を引き出すことに成功したのである。

このように、アレクシオス一世の治世は、既得権益を守ろうとす

るアトス山修道院と自己の所領拡大を図る新来の皇帝親族や他の世俗有力者が入り乱れて、多くの争議や裁判沙汰が発生した時代であった。それが、この時期、多くの文書が作成され、今日に至るまで修道院に保管されている主たる要因なのである。

以下では、そうした文書の中から、テッサロニケ周辺地域の政治的、社会的構造を解明する上で重要な情報をもたらしている四通の文書を取り上げて検討を加えてみたい。ここで選出された文書は、地方行政の最高責任者の役割を果たした「コムネノス一門」の成員と在地貴族との相互関係が具体的に明らかになるようなものを中心にならしている。さらに、これらの文書を読み進む中で、我々は重要な役割を演じている第三の登場人物に気付くはずである。それは、「コムネノス一門」の私的従者・家人層である。彼らの存在は、以下で見るごとく、中央政界と結び付いた「コムネノス一門」の成員と在地社会を結びつける上で不可欠のものになっていた。ともあれ、以下ではまず、修道院文書を丹念に読み解くことで、そこに浮かび上がってくるテッサロニケ周辺の社会の現実をできるだけ詳細に再現する作業から取り掛かることにしよう。

三 アトス山修道院文書の世界

(1) イヴィロン修道院とエズバ主教の争論

（一〇八五年、イヴィロン文書四三三号）⁽¹⁾

十世紀後半、イヴィロンがコロブウ修道院から引き継いだ所領の中には、テッサロニケの東方、ストリュモン溪谷に位置した二つの所領が含まれていた。⁽²⁾そのうち、聖ステファノスの所領はエゼバの

町に近接しており、所領の境界をめぐってイヴィロンの修道士とエゼバ主教は、再三、争論を起こしている。一〇六三年より少し前には、主教の意を受けたエゼバの住民がイヴィロンの土地に押し入り、樹木を伐ったり、パロイコイの家屋を打ち壊すといった狼藉を働いたこともあった。このときには、当時のテマ判事ニコラオス・セルブリアスがイヴィロンの利を認め、エゼバ主教に横領した土地の返還を命じた裁定を下している。^③

ところが、両者の紛争は、これで終息したわけではなかった。アレクシオス一世の治下、エゾバ主教は、イヴィロンの所領との境界域にあった四ヶ所の不動産の所有権を主張して、カイサルのニケフォロス・メリツセノスの許に訴え出たのである。これに対して、イヴィロンの修道士も、カイサルの許に出頭し、問題になっている四ヶ所の不動産がもともとイヴィロンに帰属していたことを申し立てた。

カイサルは、配下のマギストロスかつヴェスタルケスのステファノス・クリユンダクテユロスとプロトヴェステスカつヒツポドローム判事のヨハネス・メリドネスを現地に派遣し、係争地の検分を行なわせている(113-18)。現地でも、二つの陣営の主張は境界の画定に関して激しく対立したが、結局、カイサルの部下たちの仲介で、問題の四ヶ所の地所を両陣営が二つずつ折半することで妥協が成立した(118-41)。

今回、ここで取り上げられているイヴィロン修道院所蔵文書は、こうした一連の調停作業が終わった後、エゾバ主教が取り決められた和解内容と両者の所領間の境界線の遵守を約束してイヴィロン側に手

渡した文書である。現存はしていないが、これと対応する内容の文書がイヴィロンによって作成され、エゾバ主教に与えられたと考えられる。

この文書の末尾には、証人たちの署名が連ねられているが、その筆頭にクロパラテス、シュンバティオス・パクリアノスとマギストロス、セルギオス・パクリアノスの兄弟の名が記されている点(151-152)は注目しておきたい。グルジア系の有力貴族家門に属し、当時、近くに所領を有していた彼らは、同じグルジア人によって創建されたイヴィロン修道院^⑤と親密な関係を結んでいたと思われる。シュンバティオスは後に、その遺言書の中で自分の遺骸をイヴィロンに埋葬するよう定めており、彼の所有したラドリプスの所領は、彼の寡婦、修道女マリアによって同修道院に遺贈された。^⑦このようなパクリアノス家とイヴィロンの太い結び付きを思えば、ここに前者が証人として登場しているのも、イヴィロンを後援する世俗の有力者としてのものであることが理解できるだろう。

(2) イヴィロン修道院とコンスタンティノス・ブルツェスの

係争事件(一一〇四年、イヴィロン文書五二号)^⑧

次に取り上げるのは、イヴィロン修道院と同修道院の旧領を獲得した小アジア出身の貴族との所領交換をめぐる紛争である。

イヴィロンが、アレクシオス一世の治下、多くの所領を国庫に没収されたことは前述したとおりである。それらの一部はプロトプロエドロスのコンスタンティノス・ブルツェスの手に渡った。ブルツェス家は小アジア、テマ・アナトリコンを本拠に十世紀後半に登

場する軍事貴族の家系である。同家はテッサロニケの支配者ニケフォロス・メリッセノスと縁戚関係にあった。⁽⁹⁾ 今回のコンスタンティノスとメリッセノスの直接の関係については不明であるが、前者がテッサロニケ周辺地域で帝国当局から土地を受領する際には、こうしたメリッセノスとの関係が大きく作用したことは容易に推察されるところである。

さて、今回の紛争の発端は、イヴィロンの旧領を入手したブルツェスガ、イヴィロンに対してかなり強引に所領の交換を要求したことにあった。この交換で、ブルツェスは、聖ニコラオスの分院など五ヶ所の所領をイヴィロンに引き渡す代わりに、イヴィロンからブウカボスとヒリアロポタムの二つの所領を受け取ることが取り決められた。⁽¹⁰⁾ だが、ほどなくして二度目の交換が行なわれ、イヴィロンはブルツェスから受け取ったばかりの聖ニコラオスの分院を再度ブルツェスに引き渡す代わりに、後者からメリンツィアノイとパラビツァ村の九〇五六モディオイ、プロモシユルタの一〇〇〇モディオイなど三ヶ所の土地を受け取ることか決められた(1917)。

ところが、イヴィロンの修道士たちが皇帝の法廷に訴え出て語るところによれば、コンスタンティノス・ブルツェスは合意に基づいて聖ニコラオスの分院を受領したにもかかわらず、約束した土地をイヴィロンに引き渡さなかったという。これに対してブルツェスは、修道院の取り分はすでに配分済みである、と抗弁した。そこで、この土地交換を現地で確認した当時のテマ判事ニケフォロス・コントステファノスが証人として法廷に召喚された。コントステファノスは修道院の取り分となった土地をイヴィロン側に引き渡し、その所

有権を確認する文書も手渡したと語り、ブルツェスの言い分に沿った証言を行なった。イヴィロン修道院長は、この証言に対して、そうした文書を受け取ったことは認めたが、その文書に記載された土地は実際にはイヴィロンに引き渡されていない、と反論した。調べてみると、問題の土地はセバストス、ヨハネス・ドゥーカス(皇后エイレネーの兄弟)が保持していることが判明した(130-34)。

そこで皇帝は以下のような裁定を下した。ヨハネス・ドゥーカスが、問題の土地に権利を有しているなら、ブルツェスは手持ちの土地の中からそれに代わる同等の土地を修道院に引き渡すべきこと、もしドゥーカスが不当に土地を占拠しているのであれば、その土地は修道院に帰されるが、その際にはブルツェスは土地の回復のために尽力すべきこと。皇帝は土地の計測、境界の画定など、現地での実務的な作業を甥のヨハネス・コムネノスに委ねた。

この裁定にブルツェスは不満だったらしく、彼はコンスタンティノープルに上って皇帝に裁定のやり直しを直訴した。皇帝は娘婿で当時、パンヒュベルセバストスの爵位を帯びていたニケフォロス・ブリュエンニオスに調停作業を委託する。

ブルツェスが不満だったのは、彼に帰されるはずのヒリアロポタムの所領が実際には彼に手渡されることなく、ニケフォロス・メリッセノスの保持するところになっていった点(1102-105)にあったようだ。一方でイヴィロンも、交換による取り分の土地をまだ受け取っていないと申し立てている。

結局、両者の対立は、ブリュエンニオスの調停により、ブルツェスがヒリアロポタムの所有権を獲得し、さらにメリツィアニス、ブ

ウカボス、パラビツアの三つの村の領域の内、イヴィロンの取り分六三八四モディオイ強を除いた残りの部分を受け取ることで決着した。現地での所領の測量や境界画定、居住パロイコイや建造物の調査などの作業は、再びセバストスのヨハネス・コムネノスに委ねられた。今回の文書は、このときにヨハネス・コムネノスによって作成され、イヴィロン修道院に手渡された文書なのである。

この文書の後半部には、当時イヴィロンが所有した地所の長大なリストが、境界上の目印や隣接地の所有者などの詳細な記述と共に付されている(1167-615)。そうした隣人たちの記事のなかでも特に注目されるのが、テッサロニケの西方、ガリュコス地区のイヴィロン領の隣人として登場するプロエドロスのヨハネス・メリドネスという人物である。彼は、先に引用したイヴィロン文書四三号において、カイサル、ニケフォロス・メリツセノスの下僚として登場した判事のヨハネス・メリドネスと同一人物と考えられる。今回の文書の当該箇所を訳出してみると、「その土地は、クウブウクレイシオスかつリベレシオスのデメトリオス・マルガリテスの土地——それは現在、プロエドロスのヨハネス・メリドネスによって支配されていた——によって境界を区切られていた」(1.322-323)となる。この「支配される」という語は、この文書ではセバストス、ヨハネス・ドゥーカスが保持する土地に関して用いられており、イヴィロン土地を占拠したドゥーカスの強引な手を思えば、そこに何らかの不当占拠の匂いを嗅ぎ取りたい気分になせられる。たとえ所有権の移転が合法的になされたにしても、そこにカイサル、メリツセノスの腹心としてのメリドネスの社会的威勢が大きく作用してい

たであろうことは疑いないだろう。

なお、現地での所領の境界画定や所有権の確認などの実務を託されたセバストスのヨハネス・コムネノスは、そうした任務をひとりで行ったわけでは無縁なかつたであろう。イヴィロン文書五一号(一一〇三年)から、彼の下僚のプロエドロスかつロガリアステス、バシレイオス・コイロスファクテスと書記官のニコラオスが、前に登場したクロパラテス、シユンバタイオス・パクリアノスの寡婦からイヴィロンに寄進されたラドリボスの所領の検分、所有権確認などの作業に従事していることが確認できる。今回の任務においても、彼らが主人であるヨハネス・コムネノスを助けて行動したのは間違いないと思われる。

(3) ドケイアリウー修道院とプロトスパタリツサ、エウドキアの土地取引(一一二二年 ドケイアリウー文書三号)

次にドケイアリウー修道院が関与した二件の不動産取引を扱いたい。これらは、年代的に近接しており、修道院の取引相手はいずれの場合も爵位を帯びた地域の有力者であること、そして彼らの所有していた所領はカルキダイケ半島西部の互いに近隣の位置にあったこと、さらに彼らはそれをドケイアリウーに売却して自己の所有する不動産をテッサロニケ市内に集中させる姿勢を示していること、など、共通する特徴が認められる。

最初に取り上げるのは、プロトスパタリオス、ステファノス・ラソポーレスの妻エウドキアが嫁資として相続した所領をドケイアリウー修道院に売却したことを記す文書である。

エウドキアが申し立てるところによれば、彼女の夫ランポールスは相次ぐ不作のために困窮し、家族の毎日の食事にも事欠き、彼らの子供たちは物乞いをして街をさまよう有様だった(18-9, 27-30)。そこで彼女は家族を救うため、彼女の父親、パトリキオスのグレゴリオス・ブリーオンから嫁資として受領していたイソン、ないしブリュアと呼ばれる所領を手放すことを決意した。しかし、婚姻生活の継続中に嫁資を売却することは法によって禁じられていたから、彼女はテッサロニケのドウクスかつ判事の^{フライトル}アンドロニコス・ドゥーカスに請願書を提出して、世襲地売却を許可する裁定書を発給してくれるように求めた。¹⁶ これを受けてアンドロニコス・ドゥーカスは、一一二年一月、配下のプロートプロエドロスかつロガリアステスのエルピディオス・カンドレノスに命令書を下し、この件の処理を命じたのである。

カンドレノスは、十五人のテッサロニケの有力者からなる陪審人の協力を得てエウドキアの請願書の内容に関して審理を行なった。その結果、満場一致で彼女の請願は裁可され、それに基づいてカンドレノスは裁定書を作成した。土地の売却が公示されると、ドケイアリウー修道院長ネオフュトスがこれに応じ、結局、それを二八ヒュペルペラで購入することで当事者間の合意が成立した(1:36-42)。ドケイアリウーに現存する文書は、このときの合意内容を記した文書なのである。

さて、今回の取引の一方の当事者だったエウドキアはテッサロニケ地域の小名望家の一員だった。彼女の父、故ブリーオンは、前述のようにパトリキオスの爵位を帯びていた(1:15)。彼からエウドキ

アが相続した所領は、彼女の祖父の名にちなんで、トゥ・ブラスタラとも呼ばれていた、という記述(1:42, 51)から、彼女の母親はブラスタラス家の出自で、エウドキアは母親の嫁資の土地を自分の嫁資として引き継いでいたことが窺える。ちなみにドケイアリウー文書の編者N・イコノミデスによれば、ブラスタラスという家名は十三一十四世紀にもこの地域一帯で確認できる名字だという。¹⁷ 他方、エウドキアの夫、プロートスパタリオスのステファノスの実家ランポールス家は、一〇四七年の文書の中でイヴィロン修道院領に隣接する地所の持ち主として顔を出している。¹⁸

このように何代にも渡る地方名望家の家系に属したエウドキアが、日々の生活にも窮するほどに零落したという。ただし、この点に関しては疑念がないわけではない。

第一、彼女の夫ランポールスは、プロートスパタリオスの爵位を帯びていたから、十世紀の官制に従えば、毎年、金七二ノミスマタの賜金を受け取っていたはずである。¹⁹ あるいは、シェイネが推測するように、十一世紀の財政危機以降、これらの下級爵位に国家が賜金を支給することを停止した可能性があるにしても、エウドキアには、ここで問題となつている所領以外に父の遺産としてテッサロニケ市内に二ヶ所の不動産を所有していたことが文書の後半部に記述されていたから、それらからの収入を彼女は当てにできたと考えられるのである(1:56-58)。²¹

この点に関連して注目されるのは、彼女が問題の土地の売却を決意した理由として、家族の窮乏と共に、その土地が町から遠く、何の利益も生んでいないことを挙げている点である。²² そこにあった菜

園や葡萄園は当時、打ち捨てられたままとなっており、同様に三十年以上放棄されていた別の土地はクラスマ地⁽²³⁾として国庫に没収されていたという(1:38,44,48,51-52)。だとすれば、彼女が残された地所の売却に踏み切る際には、家族の窮状よりも、これらの土地にも国庫の手が伸びる前に手早く現金化してしまおうという意志が決定的な動機になった、と考えることができるのではないだろうか。そう考えれば、テッサロニケの有力者から成る十五人の陪審人が一致してエウドキアの言い分を支持した理由も理解しやすくなるだろう。国家の介入を排して、自己の資産に関して自由な処分権を確保することは、有産者としての彼ら自身の階級的利害にも適うことだったからである。

エウドキアが国家権力に対して、地方名望家としての自己の自立的な地位を自覚し、それを最大限活用しようとしていたことは今回の一件の審理を担当したロガリアステスのカンドレノスの発言からも確認できる。彼が語るところによれば、彼は自ら請願内容に関して彼女に尋問したわけではなく、プロートクロパラテスカつ判事のヨハネス・メリドネス以下の陪審人たちが彼女に面会し、そこで陳述されたものが書面にされて、彼に引き渡されたのだという(1:71-72)。ここでは、プロートスパタリオス以上の爵位の保持者は法廷への出頭が強制されず、自宅での宣誓が許される、という法的特権が行使されたのだろう⁽²⁴⁾。それが事実であるとすれば、彼女の請願が妥当であるか否かという判断は、テッサロニケ長官のアンドロニコス・ドゥーカスや彼からこの問題の処理を託されたロガリアステスのエルピディオス・カンドレノスによってではなく、実質的に彼女

とテッサロニケの十五人の名望家の密室での協議の結果によって下されたことになる。こうした現地名望家の集団的意志の前では、中央から派遣された地方長官は結果を追認することしかできなかったと言わざるを得ない。

ここでは、十五人(後掲の表2参照)の陪審人の筆頭として登場している人物の名にも注目しておきたい。彼は、最初、カイサル、メリッセノスの下僚、次いで土地所有者として登場するあのヨハネス・メリドネスその人に相違あるまい。彼は以前のプロエドロスカからプロートクロパラテスカにまで昇進し、テッサロニケの名望家たちの頂点に立っているのである。彼の事例は、「コムネノス一門」の成員に仕える従者的な官僚が、現地社会に定着し、勢力を扶植してゆく過程を伝えるものとして貴重なものと言えるだろう。

彼を含む十五人の陪審人リストは、この時期のテッサロニケ地方の名望家上層部の顔ぶれを考察する上で重要な知見をもたらすと考えられるため、後で改めて詳細な分析を加えることにしたい。

(4) ドケイアリウー修道院とニケフォロス・ブルツエスの

不動産交換(一一一七年 ドケイアリウー文書四号)⁽²⁵⁾

マグストロス(後にプロエドロス)のニケフォロス・ブルツエスは、父から相続した通称ルウセウーの所領の半分をドケイアリウー修道院がテッサロニケ市内に所有する七軒の店舗および現金五〇ヒュペルペラと交換することに合意した。この所領は前述のエウドキアの地所のすぐ北東に位置しており、ここでも持ち主がそれを手放す理由として、この土地が町から遠く、管理が困難なことが挙げ

られてゐる (I.13)。

問題の所領は、もともと、ニケフォロスの父プロエドロスのサムエル・ブルツェスがカイサル、ニケフォロス・メリッセノスから与えられたものであった (I.9-11)。文書のこの部分は、「コムネノス一門」の大物が配下の貴族を処遇する手法を伝えている点で非常に貴重な史料と言えるので、以下に一連の経緯を略述しておこう。

カイサルがサムエル・ブルツェスに譲り渡した地所は、かつてのイヴァツェスのエピスケプシスの一部だったという (I.9)。エピスケプシスとは皇帝、皇族の所有する所領の課税単位を意味する用語である。他方、イヴァツェスとは、ミカエル四世 (在位一〇三四—一〇四一) の腹心で後にペトロス・デルジャンの反乱に加担したマヌエル・イヴァツェスを指すものと思われる。おそらくこの土地は、反乱が鎮圧された後、国庫によって没収されたが、以前の所有者の名前を留めていたのだろう。⁽²⁶⁾その後、アレクシオス一世がテッサロニケ一帯の支配権をニケフォロス・メリッセノスに付与した際にそれは後者に授与されたと考えられる。そしてそれはさらにメリッセノスによってサムエル・ブルツェスに譲り渡されたのである。その際、皇帝アレクシオス一世の黄金印璽文書が交付されている (I.10-11) のは、その土地が本来、皇帝領に由来しており、所有権の移転の際には皇帝の承認が必要だったからであるに違いない。

前にも見たようにメリッセノス家とブルツェス家は縁戚関係にあった。一〇七〇年代末にニケフォロス・メリッセノスが小アジアで反乱を起こした際にはおそらくサムエル・ブルツェスはその熱烈な支持者だったのだろう。⁽²⁷⁾カイサルはその労に報いるべく、小アジア

アの本領を失った縁者にこの所領を贈与したのである。

当然、両者の関係は対等なものではなかった。今回の文書が作成された当時、サムエル・ブルツェスはすでに物故し、所領は彼の子供のニケフォロスとエウドキアに半分ずつ相続されており、エウドキアの相続分はさらに彼女の娘の手に帰っていた。メリッセノスが亡くなってからでも既に十三年が経過していた。⁽²⁸⁾それでも、ニケフォロス・ブルツェスは、カイサル、メリッセノスを文書の中で「我らが主人」と呼んでいるのである (I.10)。

ニケフォロス・ブルツェスは、爵位から見て同クラスの社会的地位にあったプロエドロス、ニコラオス・スプレニアリオスの娘アナと結婚していた (I.9)。スプレニアリオス家は、一一六六年の教会会議にクロパテス、ヴェーロンとヒッポドロームの判事ゲオルギオス・スプレニアリオスが列席し、また一二〇三年にセバストス、ヴェーロンの判事アンドロニコス・スプレニアリオスが文書に登場している点⁽³⁰⁾から判断して、首都の主として司法官僚を輩出した家門と考えられる。A・カジュダンが語るところによれば、ブルツェス家は、コムネノス朝成立後、従来の軍事貴族から文官系の家門へと転進したとされるが、今回の縁組みも、そうした視点で見れば、中流の文官家門同士の提携を示すものと理解できるのかもしれない。

この他にも、今回の文書は、ドケイアリウーがテッサロニケ市内に所有していた不動産の元の持ち主や隣人に関する記述から、在地名望家の貴重な情報が得られることを特記しておこう。この点は、後でまとめて述べることにしたい。

四 皇族・家人・在地名望家

これまでの考察から、テッサロニケ地域の支配エリートは、大きく三つのグループに分けることができようである。すなわち、(1)実質的に地方行政のトップの座にある「コムネノス一門」の成員、(2)彼らに私的に服属し、行政的な実務を委ねられていた私的従者・家人層、(3)地域社会で勢威を誇る在地名望家層、がそれである。本章においては、これら三つの階層を個別に検討を加えることで、それぞれが果たした機能を説明したい。

(1) 皇族Ⅱ「コムネノス一門」

この時期、テッサロニケ地方で発生した民事事件において、皇帝と血縁・姻戚関係で結ばれた以下の四人の人物が裁定の最高責任者として登場している。

- (a) カイサル、ニケフォロス・メリツセノス(皇帝の義兄Ⅱ姉の夫)
- (b) パンヒュペルセバストス、ニケフォロス・ブリュエンニオス(皇帝の娘婿)
- (c) セバストス、ヨハネス・コムネノス(皇帝の甥Ⅱ兄の長男)
- (d) セバストス、テッサロニケのドゥクスかつプライトル、アンドロニコス・ドゥーカス(パラエオロゴス)(皇帝の義理の甥Ⅱ皇后の姉妹の息子)

(d)の人物は、彼の肩書から見て、テッサロニケ管区の司法・行政の最高責任者として、管区内の民事問題に関して裁定を下す権限を有していたことは明らかである。一方、残りの三人については、い

かなる権限に基づいて行動していたのかは必ずしも明確ではない。以下では、可能な範囲でこうした疑問の答えを探ってみよう。

(a) ニケフォロス・メリツセノス^①

公的にはカイサルという爵位しか帯びていない彼が、いかなる資格でエゼバ主教とイヴィロン修道院の争論を裁いたのか答えることは困難と言わざるを得ない。この点に関して、イヴィロン文書の編者は、今回の争議における彼の役割を法的に厳密に語ることはできない、と述べた上で、「エゼバ主教が彼に訴えを行なった理由は、疑いもなく、彼の位階と、この地域における彼の権勢によって充分に説明される」と語っている^②。

他方、J・C・シエイネは、メリツセノスが死去する一〇四年までテッサロニケのドゥクス職就任者がひとりも知られていないことを根拠に、事実上、メリツセノスがドゥクスの職務を終身的に果たしていた可能性があることを指摘している^③。

おそらくそうした説明は大きく事実を外れるものではないだろう。だが、本来、管区内の司法全般はテマ判事の所轄事項である。メリツセノスにテッサロニケの支配権が授けられた後も引き続きテマ判事が着任していたことが知られるだけに、なぜエゼバ主教が判事ではなく、カイサルに訴え出たのか、という問題について説明が必要であらう。

この点については、紛争の前史を視野に収めれば、その答えは比較的容易に導き出すことができるだろう。前にも見たように、一〇六二年の紛争時、当時のテマ判事はイヴィロン寄りの裁定を下して

いた。⁽⁵⁾ それを知る主教は同じ轍を踏むことを避け、テマ判事を上回る声望を誇るメリッセノスに裁定を求めた、と考えられるのである。後者が現地に派遣したヨハネス・メリドネスは首都法廷の判事職にあったから、彼は、本来、テマ判事が処理すべき業務を代行するのに十分な能力をもつ人物として、争議の当事者から認容されたに違いない。

(b) ニケフォロス・ブリュエンニオス⁽⁶⁾

エゼバ主教がテマ判事を回避した理由が上記のようなものだったとしたら、コンスタンティノス・ブルツェスとの争議においてイヴィロン修道院がテマ判事やメリッセノスを避け、直接、帝都に訴えを行なっていることも得心がいくはずである。テマ判事がブルツェスと結託していたことは、法廷に召喚された元判事のニケフォロス・コントステファノスの証言から明らかだった。ましてやブルツェスと親密な関係にあったメリッセノスが、ブルツェスに不利な裁定を下すことなど、ほとんど思いもよらぬことであった。

二度目の審問の際、皇帝アレクシオス一世はそれを娘婿のニケフォロス・ブリュエンニオスに委ねている。ここでもパンヒュペルセバストスの爵位しかもたぬブリュエンニオスが、こうした司法的業務を処理しているの是一見、奇妙なことに見える。だが、これについてもあまり難しく考える必要はないのかもしれない。一〇九五年度、皇帝の長女アンナと結婚して以来、彼は常に皇帝と行動を共にし、その補佐役を務めていたように見えるからである。皇兄、セバストラールのイサキオスが一線を退いたこの時期、ニケフォ

ロス・ブリュエンニオスは皇帝の片腕として内政を統轄していたと考えられる。⁽⁷⁾

(c) ヨハネス・コムネノス⁽⁸⁾

ブルツェスとイヴィロンの争議において現地の実務を引き受けているヨハネス・コムネノスもセバストスという爵位しか帯びていない。彼は、今回の文書の中の記述から一一〇一年末にはニコポリス(たぶんエペイロスの)⁽⁹⁾、一一〇三年末にはフリッサ(1160)にいたことが語られているから、テッサロニケに常駐していたわけではないらしい。

彼の従姉妹、皇女アンナ・コムネナの『アレクシアス』によれば、彼は一〇九一年春に若くしてデュラキオン長官に任命されている。⁽⁹⁾ 彼は一〇九六年夏に第一回十字軍に参加したフランス王子ユーグ・ド・ヴェルマンドワをその地で迎えているから、その時点まで同地の長官職にあったことは間違いない。⁽¹⁰⁾ その後十年ほど、彼の記述は『アレクシアス』の中で途切れる。そして、一一〇六年頃、彼の弟のアレクシオス・コムネノスのデュラキオン長官就任の記事と相前後して、彼のダルマティアへの遠征とその失敗が語られるのを最後に、彼は公的な活動の場から姿を消すことになる。⁽¹¹⁾

彼がイヴィロン修道院の紛争処理に関与しているのは、ちょうどこの「空白の十年」の間のことである。彼はこの時期、イヴィロンに寄進されたラドリボスの所領の検分や所有権確認の業務なども担当している。⁽¹²⁾ テッサロニケの周辺や、彼が一時、滞在していたと報じられているフリッサの町は、明らかにデュラキオン長官の管轄区

域外にあったから、彼はこの時期すでに同長官職を離れ、別の役職に就いていた、と想定することも可能である。

だが、そうした推測はどうやら受け入れられないようだ。彼はデュラキオン長官を兼務したまま、テッサロニケ周辺の民政業務をも背負い込んでいたと推定される。傍証がある。

一〇〇六年春、デュラキオン長官に任命されたアレクシオス・コムネノス（ヨハネスの弟）は、同年八月、皇帝の命令により、マケドニア地方ストルミツアの「慈悲の聖母」^{テオトコス、トウ、エレウーサ}修道院の所領の境界画定の任務を託され、その仕事を配下のマギストロス、ミカエル・オリウンテノスに委ねている。¹³翌年秋、アンテイオキア侯ボエモンがエペイロスに上陸し、デュラキオンを囲んだ際にはアレクシオスは町の防衛の指揮を執り、果敢に戦っているから、この間一貫して彼がデュラキオン長官の地位にあったことは疑い得ないことだろう。だとすれば、この時期のデュラキオン長官は本来の担当区域を離れて、バルカン中南部の民政業務まで受け持っていたことになる。

おそらく、このような措置は、カイサル、ニケフォロス・メリツセノスが引退し、その後テッサロニケ長官が正式に任命されるようになるまでの過渡的な期間、応急的な処置として適用されたのだろう。アンドロニコス・ドゥーカスがテッサロニケ長官に任命され、さらにプライトル職も兼務して彼が司法権をも掌握したとき、こうした変則的な事態は解消され、テッサロニケ管区は正式にビザンツの地方行政機構の中に復帰したのである。

(d) アンドロニコス・ドゥーカス（・パラエオロゴス）¹⁵

ところが実際には、彼のドゥクス就任によってテッサロニケの地方行政の内実が一変することはなかった。というのも、彼は地方長官という公権に基づくというより、メリツセノス同様、皇帝親族としての勢威に基づいて行動しているように見えるからである。そのことは、彼が発給した命令書に、何の官位も官職も付さず、ただ「ドゥーカス」と署名している、という事実（I:23）からも確認できるだろう。ここにはいかなる爵位や官職よりも皇帝に繋がる高貴な血筋が重視されるコムネノス朝期の心性が読み取れるのである。¹⁶

彼が職務に取り組む手法も、実務を私的な従者に委ねている、という点で、メリツセノス以来の手口と何ら変わってはいない。彼の下僚エルピデイオス・カンドレノスがロガリアステスという財政・税務的な官職¹⁷を帯びていることにも注目しておこう。同じ官職は、前述のヨハネス・コムネノスの部下のバシレイオス・コイロスファクテス、それにアンドロニコスの後任のテッサロニケ長官と思われるコンスタンティノス・ドゥーカスの従者クシフィリノス¹⁸も帯びていた。さらに、同じ時期、テッサロニケの周辺に多くの所領を有していたセバストクラトル、イサキオス・コムネノスの所領管理官も同じくロガリアステスの称号を帯びている。¹⁹このように見てゆくと、「コムネノス一門」の成員は、地方行政も所領の経営も、同一の手法に従っていた、と考えたくなる。彼らは財政実務に通じた部下の管理官に現場の指揮を一任していたのである。

こうした状況の下で彼ら「コムネノス一門」の成員たちは現地住民と深く交わることはなく、概して現地社会から遊離した存在になっただけなのは想像に難くない。彼らがしばしば第三者の土地の不

表1 「コムネノスー門」の従者・家産官僚たち

	氏名	主人	官位・官職	年代	典拠
1	ステファノス・クリュソダクテュロス	N. Mel.	マギストロス、ヴェスタルケス	1085	Iv, II, 43
2	ヨハネス・メリドネス	N. Mel.	プロトヴェステス、ヒッポドローム判事	1085	〃
3	バシレイオス・コイロスファクテス	J. Kom.	マギストロス、ロガリアステス	1104	Iv, II, 51
4	ニコラオス	J. Kom.	グラマティコス	1104	〃
5	ミカエル・オリュンテノス	A. Kom.	マギストロス	1106	IRAIK 6, p. 28
6	エルピディオス・カンドレノス	A. Dou.	プロトプロエドロス、ロガリアステス	1112	Do, 3
7	クシフィリノス	C. Dou.	ロガリアステス	1118	La, I, 64

当な占拠者として登場するのも、在地社会における彼らの存在感を示すというより、むしろ彼らの威を借りた現地の下僚の仕業と判断すべきであろう。その意味で、十二世紀の諷刺詩『ティマリオン』に描き出された聖デメトリオスの祭日のテッサロニケ長官の壮麗な行列の記述⁽²⁰⁾に潜む皮肉っぽい口調に、都から下ってきた高貴な総督に対する現地住民の冷ややかな視線を見ようとするアンゴルドの議論⁽²¹⁾は、やや強引ではあるにせよ、事実の一面を伝えているとも言えそうである。ちなみに、

ここで諷刺の対象になっている逸名のテッサロニケ長官の正体は、これまで論じられてきたアンドロニコス・ドゥーカスであるという説が今日では有力なのである。⁽²²⁾

(2) 家人Ⅱ私的従者層

別表にまとめたのは、これまで登場した「コムネノス一門」の成員の家人・私的従者たちである。彼らが皇族たちに私的に従属していたことは、彼らが文書の中で主人の「従者」⁽²³⁾とか、「卑しき僕」⁽²⁴⁾など

と自称していることからわかる。以下では、彼らを全体として捉えた場合、いかなる共通的特徴が認められるのか、考察してみたい。

まず注目されるのは、彼らの多くが爵位を帯びていることである。その中で最も多いのがマギストロスの三人である。爵位保有者のうちで最も低位のプロトヴェステス位を占めたヨハネス・メリドネスがその後、プロエドロス、プロトクロパラテスに昇進⁽²⁵⁾していることから見て、彼ら従者層の爵位はクロパラテスを上限、ヴェステス、ヴェスタルケス・クラスを下限に、平均してマギストロス、プロエドロス・クラスを占めていた、と考えることができるだろう。それは、小アジアから移住してきたバクリアノスやブルツェスなどの諸家門、それに後で見るテッサロニケの在地名望家層の最上層とほぼ同一のレヴェルだった。彼らが、セバストス以上の爵位を誇る皇族たちと、パトリキオスやプロトスパタリオスなど、より下位の爵位を帯びた在地の中小名望家層の中間にある地位を占めていたことがこのことから確認できるのである。

彼らの家門的背景を探ってみると、その多くが文官系の出自であることがわかる。なかでも、コイロスファクテス家とクシフィリノス家は文官貴族として家名が確立している家柄であった。

コイロスファクテス家は、マケドニア朝初期の政府高官、マギストロスのレオン・コイロスファクテスにまで遡る名家である。⁽²⁶⁾同家は十世紀の『聖ニコン伝』にミカエル・コイロスファクテスがラコニア地方の有力者として登場するなど、ペロポネソス地方に何らかの勢力基盤を有していたらしい。すぐ後で述べるコンスタンティノス・コイロスファクテスも、ヘラス・ペロポネソスの判事を務めた

ことが知られている。⁽²⁸⁾

十一世紀を通じて同家の成員は何人も官職者を出しているが、なかでも注目されるのが、アレクシオス一世治下の活動が知られるコンスタンティノス・コイロスファアクテスである。⁽³⁰⁾ 彼は、プロエドロスの爵位を帯びて初めて史料に現われ、⁽³¹⁾ 外務・郵便局のプロートノタリオス、⁽³²⁾ 請願局長官⁽³³⁾などを歴任し、爵位もクロパラテス⁽³⁴⁾にまで昇進している。彼に関して特に興味深いのは、一〇八八年のパトモス修道院文書の中で、皇帝の「親密なる従者」⁽³⁵⁾と自称している点である。すなわち、皇帝アレクシオス一世とコンスタンティノス・コイロスファアクテスの関係と、今回のセバストス、ヨハネス・コムネノスとバシレイオス・コイロスファアクテスのそれとはパラレルな関係として捉えることができるのである。ここに、皇族とそれに私的に従属する文官貴族、という支配層内部の分化傾向を見いだすことも可能かもしれない。

ヨハネス・コムネノスがバシレイオス・コイロスファアクテスを自己の家産組織に迎えた背景にはそうした両家の結び付きが既に存在したことがあったのだろう。また彼はテマ・ヘラスの中心都市ラリッサに滞在していたこともあったから、そうした活動がヘラス・ペロポネソス地方に利害を有したコイロスファアクテス家との接点を成したことも考えられる。

バルカン西部に何らかの地縁を有した点では、次に述べるクシフィリノス家も同様だった。同家は、小アジア北部、黒海に面したトレビズンドの町が発祥の地である。⁽³⁶⁾ 同家の成員は、始祖のヨハネス・クシフィリノスが首都の法科大学の学長に就任した⁽³⁷⁾ことに象徴

されるごとく、その多くが司法関係の職務に就いていた。⁽³⁸⁾ とりわけ、一〇八九年当時、マジストロスのニケタス・クシフィリノスがボレロン・ストリュモン・テッサロニケの判事を務めている⁽³⁹⁾ことは注目される。テッサロニケ長官のコンスタンティノス・ドゥーカスが、同地の判事経験者を近親にもつクシフィリノスを下僚として同行させているのは単なる偶然と言えるのだろうか。

クシフィリノス家とテッサロニケとの結び付きは、十一世紀半ばの印章によって知られる「パトリキオス、テッサリア人のストラテゴス、バルダス・クシフィリノス」の「テッサリア人」という呼称が「テッサロニケ」を意味する、と考えるカジュダンの解釈⁽⁴¹⁾が受け入れられるならば、さらに強められることになるだろう。

多くの成員が史料から知られる上記二家門に対して、オリウンテノス家とカンドレノス家に関する情報は乏しく、わずかに一、二の成員が他に知られている程度である。

オリウンテノス家⁽⁴²⁾は、十一世紀半ばの印章から、プロートヴェスタルケスの爵位をもち、プロートノタリオス、オステイアリオスの官職を占めたバルダス・オリウンテノスの存在⁽⁴³⁾が知られている。他方、カンドレノス家は、十二世紀末に総主教座のカルトフュラクスという高位の教会官職にエウスタシオス・カントレノスという人物が就いていた⁽⁴⁴⁾ことが知られるにすぎない。ただ、こうした乏しい知見からだけでも、これらの家系が文官の系統に属したことは確認できらるだろう。

リスト中の名字をもった人々のなかで、一切、他の係累が確認できなかつたのがヨハネス・メリドネスとステファノス・クリュソダ

クテュロスの二人である。そのうち、メリドネスはテッサロニケ地方に土着する姿勢を示していることは既に見た通りだ。他方、クリュソダクテュロス（直訳すると「黄金の指」の意味になる）⁴⁵ に関しては、ほとんど情報が無い。十四世紀初頭にカルキディケ西部にクリュソダクテュロンという地名が現われることが、彼の家名との繋がりを推測させる唯一の知見である。もしもその地名が、彼がメリドネス同様、その地に定着して所領を立てた記憶を伝えるものだとすれば、我々は「コムネノス一門」の皇族の従者が在地化した事例をもうひとつ加えることが可能になる。

以上の考察を簡単にまとめておこう。「コムネノス一門」の大貴族に仕え、実質的に属州行政を差配していた私的従者層は、概略、次のような特徴を示していた。

彼らはその多くがマガストロス、プロエドロスなど、中級の爵位を帯び、またその大多数が文官系の家門に属していた。そして、彼らの中にはメリドネスのように現地社会への定着を図る分子も存在したと思われる。このように彼らは、首都に生活の中心を置く「コムネノス一門」の成員と、在地社会に土着した地方名望家層の中間に立ち、事実上、両者を媒介する機能を果たしたのである。コムネノス朝期の地方行政がおよそ一世紀にわたって円滑に運営されたとすれば、それはまさに彼らの貢献によるものと言えるのではないだろうか。

(3) 在地名望家層

中央から派遣された地方長官とその下僚たちと対峙するように、

テッサロニケには現地社会と密着した在地名望家層が存在した。地方長官といえども、彼らの集団的意志を無視して行動することは困難だったことは前章で見たとおりである。ここでは、二通のドケイアリウー文書から得られる知見に基づいて、こうした社会層の実像を描き出す作業に取り組みたい。

まず、一一一二年にテッサロニケ長官アンドロニコス・ドゥーカスの配下カンドレノスが主宰した審問に陪審人として参加した十五人の有力者から検討を加えよう。表2は、彼らを文書中の記載順に従って列記したものである。その順序はおおむね爵位に準拠して

表2 ドケイアリウー文書第3号(1112)に登場する在地名望家たち

	氏名	爵位・称号
1	ヨハネス・メリドネス	プロトクロバラテス
2	ロマノス・ラザリテス	プロトプロエドロス
3	レオン・カサンドレノス	プロエドロス
4	テオドロス・レンテーノス	ク
5	ヒラリオン	フィロカルー修道院長
6	テオドロス・カサンドレノス	マガストロス
7	テオドロス・カレウス	ク
8	レオン・スパタス	ク
9	デメトリオス・スパタス	ク
10	コンスタンティノス・アルギュロス	ク
11	ヨハネス・アルギュロプロス	ク
12	コンスタンティノス・プシュルロス	ク
13	ステファノス・コンテウス	ク
14	バシレイオス・スラタス	プロエドロス
15	バシレイオス・シクウンデノス	ク

いるが、最後の二人だけは、プロエドロスの爵位をもつにもかかわらず、格下のマグストロス位保有者の後に登場している。リストの中で五番目の修道院長を除き、残り全てが俗人である。

ここに居並ぶ名望家たちのなかでも、リストの筆頭に立つヨハネス・メリドネスは、別格の存在に見える。彼の爵位プロートクロス・ラテスは、審問の主宰者カンドレノスのプロートプロエドロスを凌ぐ。また彼の帯びる「判事」という称号は、ロガリアステスという税務上の官職を帯びたカンドレノスよりも司法問題の主宰者に相応しい感がある。

だがカンドレノスが主人のアンドロニコス・ドゥーカスの威を借りて、判事のメリドネスの職権を不当に侵した、と考えるのは見当違いだろう。というのも、ドゥーカスはテッサロニケのドゥクスに加え、プライトル職も兼務していたから、同じ時期に同一の職務内容をもつクリテスが存在したはずはないからである。それゆえ、ここでメリドネスが帯びた「判事」という称号は、彼の経歴に由来する異称と考えられる。

メリドネスと修道院長を除く十三人の顔ぶれを瞥見すると、カサンドレノス姓とスパタス姓が各二人おり、またアルギュロプロスは、「アルギュロスの子」の意味だから十番目と十一番目の人物も同族と思われる。テオドロスが三人、レオンとバシレイオスが各二人など、重複する名前が目につくのも、彼らが互いに緊密な姻戚関係で結ばれていたことを暗示させている。同格の爵位をもつニケフォロス・ブルツェスが顔を出していないことを思えば、ここにテッサロニケの最上層の名望家の全てが揃っていたと考えるのは困難かもしれないが、ここに名を列ねた人々がその重要な部分を占めたのは間違いないが、ここに名を列ねた人々がその重要な部分を占めたのは間違いない。

ここで登場する家名のうち、他の史料でも確認されるものはごく一部に限られている。それらのなかから比較的情報が豊かなものを二、三、取り上げてみよう。

まず第一に注目されるのはアルギュロス家である。彼らが、九世紀に小アジア、カルシアノンの軍事貴族家門として成立し、十一世紀前半に皇帝ロマノス三世を出した家系の末裔だとしたら、彼らはここで名の挙げた諸家門の中で唯一、帝都での輝かしい経歴を誇った貴族家門の出自ということになる。実際には、彼らと首都のアルギュロス家との結び付きを立証するものはないが、同家の成員と小アジア出身の名家ドケイアノス家の成員が並んで土地所有者として登場する一一〇年の文書⁴⁷を見ると、彼らが小アジアないし首都からの移住者の家系に属したという推論も捨てきれないように思われる。

同じ時期、彼らの同族と思われるステファノス・アルギュロスはテッサロニケの「公証人団体の長」⁴⁸だった。彼の同僚の公証人、ミカエル・ストラボミテスが、十一世紀半ばのレオン・トルニキオスの反乱に加わったバルカンの高級軍人テオドロス・ストラボミテスの一族だとすれば、この時期の公証人職はこうした没落貴族たちの受皿になっていたとも考えられる。聖職者でもあったステファノス・アルギュロスは爵位を帯びてはいないが、この時期の公証人の中にはプロートスパタリオス位を帯びたクリュソポリスのヨハネス⁴⁹のように、爵位をもつ者も確認できるから、彼らが在地名望

家の一翼を占める存在だったことは確かであろう。

彼らに次いで情報に恵まれているのがシクウンデノス家である。

同家はどうかやらの軍事的家門としての性質を帯びていたらしく、十一世紀末ないし十二世紀初頭の鉛印章で知られるニコラオス・シクウンデノスは、タグマトフユラクスの称号を帯び、マヌエル一世の治下にテッサロニケに豪華な邸宅を所有したレオン・シクウンデノスも、屋敷を皇帝の肖像と共に旧約聖書から題材を採った戦闘場面の画像で飾っていた。⁽⁵³⁾ 十二世紀末、偽アレクシオス二世を擁してノルマン・シチリア王にビザンツへの介入を働きかけたアレクシオス・シクウンテノスなる人物も元騎兵の修道士だったという。⁽⁵⁴⁾

さらに軍人の家系と言えば、レンテーノス家も、一一六二年のラウラ修道院文書にプロノミア受領者の軍人としてロマノス・レンティノスの名が見える（名字の綴りの異同は無視できる範囲内であろう）から、この範疇に属す公算が高い。同家はカルキディケ東部のレンティナの村を発祥の地にしていただけと思われる。⁽⁵⁵⁾

この他、カサンドラ半島の付け根のカサンドレイアの町をその名の由来とするカサンドレノス家やスパタス家がカルキディケ西部に土地を有していたことが確認できる。⁽⁵⁷⁾

これらに加えて、ドケイアリウー文書第四号文書は、テッサロニケ市街地に不動産を有した人々に関する知見を提供してくれている。ドケイアリウー修道院がニケフォロス・ブルツェスに引き渡した七軒の店舗とその所在を伝える記事には、近在の何人かの名望家の名前が現われているのである。たとえば、これらの店舗のうち二軒は、ペロナスの娘婿、クロパラテスのパントウルフォスによって寄進さ

れ、残りの五軒は同じパントウルフォスとゲオルギオス・リムナイオスからドケイアリウーが購入したものであった。さらに、これらの地所の西側を通る道を北上するとドクサパトレス家の屋敷に至ったという。

これらの家名のなかで、最も知名度が高いのはドクサパトレス家であろう。⁽⁵⁸⁾ 同家の成員は、十一世紀中葉以降、主として文官として活動しており、とりわけヘラス・ペロポネソス地域に利害を有していたらしい。⁽⁵⁹⁾ そしてテッサロニケ周辺でも、カルキディケ西部に所領を有していたことが一〇九四年頃のイヴィロン文書から知られている。⁽⁶⁰⁾

ペロナス家は、十世紀半ばに首都長官テオドロス・ペロナスを出した家系の末裔と思われる。十世紀後半の政府高官テオドロス・ダフノパテスの書簡には、高慢さのゆえに修道院に幽閉された某ペロナスへの言及があるが、十一世紀にペロナス家の成員がテッサロニケにいたのは、こうした十世紀の同家の政治的不遇の結果であったのかもしれない。

ドケイアリウーに手持ちの不動産を譲渡したパントウルフォスとゲオルギオス・リムナイオスについては、その名前以外に手がかりはない。

これらのうち、パントウルフォスは、南イタリアのカプア、ベネヴェントなどのランゴバルド系君侯に頻出するパンドルフオという名のギリシア語形と推定できる。おそらく彼は、ノルマン人の南イタリア征服によりビザンツへの亡命を余儀なくされたランゴバルド系貴族の一員だったのだろう。⁽⁶³⁾ そう考えれば、地方名望家としては

異例に高いクロパラテスという彼の爵位も得心がゆく。

他方、ゲオルギオス・リムナイオスの姓は「リムノス島の出身者」を意味すると考えられる。同島にはすでに九八四年頃にラウラ修道院の所領があり、一二八四年の同修道院文書を信じるならば、十二世紀後半までに島の三分の一が同修道院の所有に帰していたという⁶⁴。ゲオルギオスは、こうしたテッサロニケ周辺地方とリムノス島との活発な交渉の中でリムノスからテッサロニケに移住してきた人物、あるいはその子孫なのだろう。

このようにドケイアリウー文書第四号は、テッサロニケ市内に不動産を有した人々の多くが、実際には外部からの移住者だったことを明らかにしている点で実に興味深い。

以上のような断片的な情報を繋ぎ合わせて浮かび上がってくるテッサロニケ地域の在地名望家の姿はおよそ次のようなものになるだろう。彼らはカサンドレノス家やレンテーノス家など、近在の小都市や村落の出身者に加え、首都文官のドクサパトレス家やペロナス家、亡命ランゴバルド貴族のパントウルフォスやリムノス出身のゲオルギオス・リムナイオスなど、実に多彩な要素から構成されていた。小アジアからの移住者も、ブルツェス家以外にも、アルギュロス、ドケイアノス、シユナデノスなど十一世紀に勇名を馳せた家名がアトス文書に散見されるから、かなり広範に存在していたと考えたほうがよさそうである。

彼らの多くはテッサロニケ市内やその周辺に不動産を所有していた。彼らの中にはシクウンデノス家のように軍人家系としての伝統を保つものや、アルギュロス家のように一族から公証人を出してい

る家門もあった。テッサロニケの教会行政においても彼らは大きな地位を占めていた可能性はあるが、現存する情報からは断定的な物言いをすることは難しい。他方、地方行政官職を帯びている者は全く見られない。これが史料上の制約に基づくものではないとしたら、ドゥクスが配下の従者を用いて地方行政を処理する、という「私的統治」が進展するなかで、既存の公的な属州統治機構の形骸化が行った結果であるのかもしれない。この点についてはさらなる検証が必要であろう。

五 結びに代えて

以上の考察をまとめておこう。

ビザンツでは常に爵位が支配的エリートの序列を判断する指標になったことを踏まえるならば、この時期のテッサロニケの支配層は、およそ次のような三つの階層に分化していたと考えることができるだろう。すなわち、最上位にはセバストス以上の爵位を帯びた皇族たち。次いで、上はクロパラテスから下はヴェスタルケスまで、主としてプロエドロスカマガストロスの爵位を帯びた人々。このクラスを構成していたのは小アジアからの移住者の家門や、皇族の従者・家人層、それに在地名望家の最上層である。そしてさらにその下に、パトリキオスやプロートスパタリオスといったもつと下位の爵位を帯びた在地名望家が第三のグループを成していた。

これらのうち、最上位の皇族グループは、生活の基盤をコンスタンティノープルに置いており、現地社会に同化しようという意識はゼロに等しかったであろう。一方、第三グループの下層名望家たち

は、能動的に地方行政に関与していた形跡は認められない。

それゆえ、この時期のテッサロニケ地域において地方行政の主体的な担い手として、あるいは中央政府の意向を地域に伝え、地域社会の要望を首都に伝達する仲介者として、第二のグループが果たした役割が注目されるのである。

先に述べたように、この階層の中には移住家門、皇族の従者層、在地名望家上層の三つのグループが含まれていた。

それらのうち、このグループの中ではトップクラスのクロパラテスの爵位を帯びたシュンバティオス・パクリアノスは、皇帝と直接の接点を有し、通常は首都で生活していたと見られる点⁽¹⁾において、むしろ皇族たちと類似した存在形態を示している。また、彼と通婚関係で結ばれていた家門も、バシラキオス家、ディアバテノス家など、グルジア系のパクリアノス家の出自を反映して東方のグルジア・アルメニア系家門に限定されており、この点でもバルカン属州に同化しようという意識は希薄なように見える。⁽³⁾

他方、彼の弟セルギオスは、マジストロス爵位に止まり⁽⁴⁾、彼の妻カレーの兄弟ニケタス・バシラキオスと姉妹二人の配偶者は皆プロエドロスの位階を占めるなど⁽⁵⁾、彼が属した社会層は、セバストス以上の爵位を有する皇族クラスとは区別され、むしろマジストロス・プロエドロス・グループに近かったことは明らかである。

これに対して移住家門の二世代目にあたるニケフォロス・ブルツェスは、テッサロニケで暮らしていたようである。彼の妻は、首都文官家系のプロエドロス、ニコラオス・スプレニアリオスの娘であった。ここから、通婚先を選択する際には、爵位がほぼ同等の対

等な家門が選ばれたこと、そして移住家門に根強い首都指向が感じられること、が読み取れるのである。

こうした移住家門がその後、どの程度、現地社会に溶け込んでいったのか、という問いに関しては、彼らの子孫の追跡ができないため、現時点では判断することは難しい。ただし、現地名望家層の一員として登場したアルギュロス家の成員が、小アジア出自のアルギュロス家の末裔である、という仮説が成り立つならば、そうした移住家門の現地社会への定着、同化の例として認めることができそうである。

これらと比べると、皇族の従者を務めた文官家門の成員たちは、現地への定着指向が相対的に強いように思われる。彼らが自己の主眼である「コムネノス一門」の成員たちから付与された強大な権限は、地方行政機構を実質的に彼らの裁量下に置いただけでなく、彼らが現地で不動産を獲得し、土着化を図る上でも大きな強味になったに違いない。一方、現地の名望家層にとっても、中央行政機構に縁者や友人をもち、地方の要望を首都に伝達するための自前の回路をもつ、こうした人々を自分たちの仲間を迎え入れることは大きなメリットと感じられたはずである。カイサル、ニケフォロス・メリツセノスの下僚ヨハネス・メリドネスが一一二年、テッサロニケの名望家たちの筆頭者として登場するのは、そうした両者の思惑が合致した結果であると考えられる。

このように皇族の従者だった文官貴族が現地社会に定着してゆく過程が確認できるのは、現時点ではメリドネスの例しか見いだせない。しかし、テッサロニケ周辺の土地所有者としてペロナス、ドク

サパトレスなど少なからぬ首都文官家門の名が認められることは、そうした例が決して異例ではなかったことの傍証になるだろう。もちろん、首都の文官家門の成員が地方に定着することになったのは、従者や下僚として主人に従って属州に下向した場合に限られたわけではあるまい。判事や主教など聖俗の高級官職に任じられた親族を頼ってその任地に赴くこともあつただろうし、また、現地の名望家と婚姻関係を結んだことを機にその地に進出することもあつたと思われる。

いづれにしても、「コムネノス一門」と比べて文官貴族層の方が属州に移住、定着する意欲が高かつたように見えるのは、マグダリーノが示唆しているように、首都では「コムネノス一門」が権力を独占していた状況では、文官貴族には充分な栄達の機会が与えられなかったからかもしれない^⑧。後者は不満の捌け口を地方に求めようとしたのである。

今回は考察をアレクシオス一世治下のテッサロニケ管区に限定したが、皇族クラスの高官の従者が総督として派遣され、その下で、首都から来たと思われる文官貴族と在地名望家層が協力、提携して地方行政を管掌する光景は同時代のクレタでも確認されている^⑨。それゆえ、こうした統治システムが、当時のビザンツ帝国の各地で広く普及していたと考えるのはあながち不当なことではないだろう。コムネノス朝が、およそ百年にわたって深刻な属州反乱に悩まされることなく帝国を統治し続けることができたのは、このような属州統治システムがそれなりに有効に機能していた証拠と言える。そしてその際の重要なポイントが、皇族クラスの総督の下僚として属

州行政の実務を担う文官貴族家門の成員たちと、在地名望家層上層との連携、協力体制にあつたことは、ここまでの検討からも充分に理解できるのである。

だが、この間に、国家権力を独占する「コムネノス一門」の首都への集中、宮廷貴族化はいっそう進展していったに違いない。それに従って彼らの属州への関心も低下し、それを搾取の対象としてしか見ない傾向も強まっていったと考えられる。一方、属州に定着した文官貴族たちは、当初は中央政府の代理者として、皇帝政権に対する地方の忠誠と服従を確保するために貢献したであろうが、やがて時を経て、世代を重ね、在地名望家との融合が進むにつれて、中央の代理人というよりも、地域社会の利害の代弁者としての性格を強めていったと考えられる^⑩。地域社会にしっかりと根を下ろした彼らが、中央政府の従順な現地責任者という仮面を脱ぎ捨て、中央政府の圧政に苦しむ属州民の保護者として反中央の姿勢を明確にしたとき、ビザンツ帝国の内部崩壊の趨勢はもはや押し止め難いものとなったのである。

註

I

(1) 井上浩一「コムネノス朝の成立——十一世紀ビザンツ帝国の政治体制——」、『史林』五七巻二号、一九七四年、七〇—一〇一頁。同氏『ビザンツ帝国』、岩波書店、一九八二年、三二—三三—五頁にも同様の記述が見られる。

(2) 米田治泰「コムネノス朝期ビザンツのセナトール貴族層」、

- 同氏『ビザンツ帝国』、角川書店、一九七七年、一九一―二一六頁、特に一九八頁。
- (3) M. F. Hendy, *Studies in the Byzantine Monetary Economy c. 300—1450*, Cambridge, 1985, pp. 85—90.
- (4) G. Ostrogorsky, *Geschichte des byzantinischen Staats*, 3 Aufl., München, 1963, S. 290—345.
- (5) 井上浩一「一―一二世紀のビザンツ貴族——「文官貴族」「軍事貴族」概念を中心に——」、村井康彦編『公家と武家——その比較文明的考察——』、思文閣出版、一九九五年、三〇七―三二九頁、特に三一六―三二七頁。
- (6) 同氏「アンドロニコス一世とビザンツ貴族」、『史林』六二巻四号、一九七九年、一三二―一四八頁。
- (7) 同氏『生き残った帝国ビザンティン』、講談社、一九九〇年、二二―二二四頁。「すでに一一世紀には貴族たちが各地方で勢力をもち、しばしば皇帝に反抗していた。(中略)このような地方貴族はその後も成長を続け、第四回十字軍がやってきた頃にはより一層強力な支配を各地に行なっていたのである。」(同書二二―二三頁) R. J. Lilie, “Das Kaisermacht und Ohnmacht. Zum Zerfall der Zentralgewalt in Byzanz vor dem vierten Kreuzzug”, in *Varia I. (Poikila Byzantina 4)*, Bonn, 1984, S. 9—120 & 十一世紀の属州貴族と十二世紀のそれとの連続性を見る点で井上氏の所説と一致している。
- (8) 一一八七年、アドリアノーブルで起きたアレクシオス・ブラナスの反乱はこの点で唯一の例外と言える。その在地性を失わなかった、という点でアドリアノーブル貴族が「コムネノス一門」の中で特異な存在であったことは、既にP・マゲダリーノが指摘している通りである。P. Magdalino, “Constantinople and the *ἔξω χώροι* in the Time of Balsamon”, in N. Oikonomides ed., *Byzantium in the 12th Century. Canon Law, State and Society*, Athens, 1991, pp. 179—197.
- (9) cf. J. Herrin, “Realities of Byzantine Provincial Government: Hellas and Peloponnesos”, *Dumbarton Oaks Papers*, 29, 1975, pp. 253—284.
- (10) J. Hoffmann, *Rudimente von Territorialstaaten im byzantinischen Reich (1071—1205)*, München, 1974に示された多くの事例を参照。
- (11) トレビンドの場合にはグルジア女王タマル、エペイロスの場合にはマリアセノス、セナケリム、ペトラリファスなどの現地有力家門の支持が成功の決め手となった。また、ニカイア帝国に關しても、同帝国初代、テオドロス一世ラスカリスが、当初、ニカイアへの立ち入りを同市住民に拒まれていることを思えば、彼がこの地域に強力な支持基盤を有していたとは考えがた。cf. J. - C. Cheynet, *Pouvoir et contestations à Byzance (963—1210)*, Paris, 1990, p. 144 f., 148 f.; Georgios Akropolites, *Opera*, vol. I, ed. A. Heisenberg · P. Wirth, Stuttgart, 1978, p. 10 f.
- (12) P. Magdalino, “Constantinople and the *ἔξω χώροι*”: M. Angel, “Archons and Dynasts: Local Aristocracies and the Cities of Later Byzantine Empire”, in M. Angel ed., *The Byzantine*

- the Aristocracy IX—XIII Centuries*, Oxford, 1984, pp. 236—253; Id., “The Shaping of the Medieval Byzantine ‘City’”, *Byzantinische Forschungen*, 10, 1985, pp. 1—37, esp. pp. 17—19; J.-C. Cheynet, “Le rôle de l’aristocratie locale dans l’Etat (X^e—XII^e siècle)”, *Byzantinische Forschungen*, 19, 1993, pp. 105—113, p. 109.
- (13) P. Magdalino, “Constantinople and the *ἐξω χόρον*”, p. 179.
- (14) *ibid.*, p. 180. 191. これに対して、リーリエは、コムネノス朝時代には地方に対する中央の統制力が低下した、という従来の主張を繰り返し、その一因として皇族出身の属州総督を政府が統御することが困難だったことを挙げている。R.-J. Lilie, “Die Zentral bürokratie und die Provinzen zwischen dem 10. und dem 12. Jahrhundert. Anspruch und Realität”, *Byzantinische Forschungen*, 19, 1993, S. 65—75, S. 69.
- (15) 一一八〇年以降に成立する地方政権の担い手(アンゴールドは、それを「デュナステース」と呼び、「アルコンテス」と區別する)に関し、アンゴールドは、彼らの権力には法的基盤がなかったので平時には帝国行政システムの下に隠れてしまっている、と述べている。cf. M. Angold, “Archons and Dynasts”, pp. 241—244.
- II
- (1) テッサロニケの通史としては以下の文献が代表的である。O. Tafrahi, *Thessalonique des origines au XIV^e siècle*, Paris, 1919. (最近公刊された同書の現代ギリシア語訳 O. Tafrahi, H. Θεσσαλονίκη από τις αρχαίες εως τον 14ο αιώνα, Athens, 1994) 註、巻末に充実した関連文献の目録が付されている) ; A. E. Vacaropoulos, *A History of Thessaloniki*, Thessaloniki, 1993. また、テッサロニケを含むマケドニア地方の歴史に関しては M. B. Sakellariou ed., *Macedonia : 4000 Years of Greek History and Civilization*, Athens, 1993, pp. 224—305 が有用。
- (2) コンスタンティノーブルに対するテッサロニケの対抗意識に関しては、J. Macrides, “Subversion and Loyalty in the Cult of St. Demetrius”, *Byzantinoslavica*, 51, 1990, pp. 189—197 を参照。
- (3) イリュリクム長官の後裔と思われるテッサロニケの長官職は、印章資料から、九世紀まで命脈を保っていたことがわかる。cf. J. Nesbit & N. Oikonomides ed., *Catalogue of Byzantine Seals at Dumbarton Oaks and in the Fogg Museum of Art*, vol. 1, Washington, D. C., 1991, pp. 58—60.
- (4) N. Oikonomides, *Les listes de présence byzantines des IX^e et X^e siècles*, Paris, 1972, p. 352.
- (5) *ibid.*, p. 354.
- (6) *ibid.*, pp. 262—265.
- (7) J. Lefort, N. Oikonomides, D. Papachryssanthou et H. Métréveli ed., *Actes d'Iviron, I, Des origines au milieu du XI^e siècle*, Paris, 1985, no. 10, p. 169 (九九六年、元トウルマルケスのレオンとドラゴンガリオスのヨハネスとバシレイオス。さらにテマ長官代群(チホツロス) ; P. Lemerle, N. Svoronos, A. Guillou et D. Papachryssanthou éd., *Actes de Lavra, I, Des origines à 1204*,

- Paris, 1970, no. 14, p. 138 (一〇〇八年) トゥルマルケスかつス
 パタロカンディタトスのニコラオスとドロンガリオスのレオ
 ン) cf. J.-C. Cheynet, "Le rôle de l'aristocratie locale", p. 106.
- (8) シェイネは、バシレイオス二世治下(九七六—一〇二五)の
 対ブルガリア戦争に起因する西方属州の再編時にテッサロニケ
 のストラテegos職が廃止された可能性があると推測している。
 J.-C. Cheynet, "Du stratège de thème au duc : chronologie
 de l'évolution au cours du XI^e siècle", *Travaux et Mémoires*, 9,
 1985, pp. 181—194, p. 191.
- (9) 上の点については、シェイネも明確な答えを提示していない。
 cf. J.-C. Cheynet, *Pouvoir et contestations*, p. 231 f.
- (10) J. Lefort, "Une grand fortune foncier aux X^e—XIII^e s.: Les
 biens du monastère d'Iviron", dans *Structures féodale et
 féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X—XIII siècles)*. *Bilan et
 perspectives de recherches*, Rome, 1980, pp. 729—742; Id., "His-
 toire du monastère d'Iviron, des origines jusqu' au milieu du
 XI^e siècle", dans *Actes d'Iviron*, I, pp. 3—102, 13—91; Id., "His-
 toire du monastère d'Iviron, du milieu du XI^e siècle à 1204",
 dans J. Lefort, N. Oikonomidès, D. Papachryssanthou, V. Kravali
 et H. Métréveli éd., *Actes d'Iviron*, II, *Du milieu du XI^e siècle à
 1204*, Paris, 1990, pp. 3—68, 17—59; R. Morris, *Monks and Lay-
 men in Byzantium 843—1118*, Cambridge, 1995, pp. 86 f, 189 f, 228
 —230.
- (11) J. Lefort, "Une grand fortune foncier", p. 730 f.
- (12) *ibid.*, p. 728.
- (13) 一連のラウラの抵抗運動に関しては以下の研究を参照。N.
 Svoronos, "L'épibole à l'époque des Comnènes", *Travaux et
 Mémoires*, 3, 1968, pp. 375—395; A. Harvey, *Economic Expansion
 in the Byzantine Empire, 900—1200*, Cambridge, 1989, pp. 92—94.
 井上浩一『コザンツ帝国』一七五—一七六頁。
- (14) J. Lefort, *Actes d'Iviron*, II, pp. 27—33, p. 24
- (15) J. Lefort, "Une grand fortune foncier", p. 735 の試算による。
- (16) cf. J. Lefort, *Actes d'Iviron*, II, p. 29.
- (17) Anna Comnena, *Alexiade*, éd., B. Leib - P. Gautier, 4 vols,
 Paris, 1937—1976, vol. I, p. 89; F. Dölger - P. Wirth, *Regesten
 der Kaiserurkunden des österrömischen Reiches*, vol. II, 2 Aufl.,
 München, 1995, no. 1063, S. 86.
- (18) ニケフォロス・メリッセノスがどのようにテッサロニケを現
 実に支配していたかは分明ではない。後に見るようにテマ判事
 が引き続き着任していたことから判断して、彼のテッサロニケ
 支配が排他的なものではなかったことは推測される。おそらく
 彼の支配権の実体は、テッサロニケ周辺の多くの所領と種々の
 利権(後述のドゥククス権限の代行権のような)の総体だったの
 だと考えられる。cf. N. Oikonomidès, éd., *Actes de Docheiariou*, Paris, 1984,
 p. 76.
- (19) cf. *Actes de Lavra*, I, no. 45 (コンネス・ツウーカス、ヤバヌ
 トクラトールのイサキオス); no. 46 (皇弟アドリアノス)
- (20) *Actes d'Iviron*, II, no. 50, pp. 195—197, 202.

(21) *ibid.*, no. 41, p. 133.

III

(1) *Actes d'Iviron*, II, no. 43, pp. 141—150; *ibid.*, p. 54, fig. 3 の地図も参照。

(2) ルフォールの試算によれば、聖ステファノスの所領の面積は三千モディオイ以上、もうひとつのメリツィアノイのそれは耕地六千モディオイ以上であったと云う。cf. J. Lefort, *Actes d'Iviron*, I, p. 31.

(3) *Actes d'Iviron*, II, no. 34, 35, pp. 91—104.

(4) А. П. Каждан, *Армяне в составе господствующего класса Византийской империи в XI—XII вв.*, Ереван, 1975, стр. 58—65; P. Lemerle, *Cinq études sur le XI^e siècle byzantin*, Paris, 1977, pp. 158—161.

(5) 同修道院の創建に関しては、*Actes d'Iviron*, I, pp. 13—45 の記述に加え、B. Martin-Hisard, “La Vie de Jean et Euthyme et le statut du monastère des Ibères sur l'Atthos”, *Revue des Études byzantines*, 49, 1991, pp. 67—42 を参照。

(6) *Actes d'Iviron*, II, no. 44, pp. 150—156.

(7) *ibid.*, no. 47, pp. 170—183. シュンバティオス夫妻の遺言書に關しては、我が国でも以下のような論考が既にある。井上浩一「遺言状からみた十一世紀ビザンツ貴族のイエ」、前川和也編著『家族・世帯・家門——工業化以前の世界から——』、ミネルヴァ書房、一九九三年、九六—一二四頁、大月康弘「ビザンツ帝国財政と寄進——マリアの遺産とイヴィロン修道院——」、

『一橋論叢』一二二巻四号、一九九九年、三三—五二頁。ただし、大月氏の論文は、プロソポグラフィ情報の処理に初步的なミスが目立つ(シュンバティオスの妻カレー(修道女マリア)の生家をバシラキオス家ではなく、ディアバテノス家とするなど)のは、遺憾な点と言わざるを得ない。

(8) *Actes d'Iviron*, II, no. 52, pp. 211—248.

(9) J.-C. Cheynet, “Trois familles du duche d'Antioche”, dans J.-C. Cheynet et J.-F. Vannier, *Études prosopographiques*, Paris, 1986, pp. 7—122, 15—55, 46.

(10) Nikephoros Bryennios, *Historiarum libri quattuor*, éd. P. Gautier, Bruxelles, 1975, p. 85, 239.

(11) ブルツェスがイヴィロンに引き渡すと声明した五つの所領は、全て十一世紀の文書の中で同修道院の資産として記載されている。このうち四ヶ所は、既に一〇四七年、判事兼アナグラフィウスのアンドロニコスが作成した同修道院の資産台帳に記録されており、残りの聖ニコラオスの分院(史料初出は、一〇七九年の皇帝ニケフォロス三世ボタネイアテスの黄金印璽文書)も、その所在地ミュリオフュトンが上記一〇四七年の文書に記載されているから、イヴィロンによる取得をこの時期まで遡らせることは可能だろう。cf. *Actes d'Iviron*, I, no. 29, pp. 251—261; *Actes d'Iviron*, II, no. 41, p. 134.

(12) クウブウクレイシオスは、主祭、輔祭クラスの聖職者に付与される官位、リベレシオスは、十世紀の『フィロテオス文書』によれば、司法長官の下僚である。ただし、属州で活動するリ

- ベレシオスは、公証人の業務を果たしていたようである。つまり、(11)で言及されているマリガリテスは、公証人を兼務する在俗聖職者だったのだろう。cf. A. P. Kazhdan, "Kouboukleisios" in A. P. Kazhdan ed., *The Oxford Dictionary of Byzantium*, New York - Oxford, 1991, p. 1155; Id., "Libellesios", *ibid.*, p. 1222 f.
- (12) 井上浩「十一世紀ビザンツにおけるイエ・地域社会・皇帝——ケカウメノス『ストラテギコン』再考——」、『史林』六九巻四号、一九八六年、七五—一〇二頁、特に八九—九〇頁に關連する指摘が見られる。
- (13) 耕作が放棄されて三〇年が経過した農地は、当局によりクラスマ（「切り離れた」）土地と宣言され、国庫に没収された。井上浩「『シザンツ帝国』、一五七—一六一頁を参照。
- (14) *Actes de Docheiariou*, no. 3, pp. 60—73.
- (15) *Basilika*, 29—1—119; 29—6—4; 29—7. cf. *Actes de Docheiariou*, p. 64.
- (16) 妻は、家族の給養など特別の事情がある場合、嫁資である不動産を売却する(17)が特例的に認められていた。cf. *Basilika*, 28—8—20.
- (17) *Actes de Docheiariou*, p. 63. cf. P. Lemerle, N. Svoronos, A. Guillou et D. Papachryssanthou éd., *Actes de Lavra*, II, *De 1204 à 1328*, Paris, 1977, no. 71, p. 10, l. 51; no. 109, p. 248, l. 465.
- (18) *Actes d'Iyron*, I, no. 29, p. 260, l. 81; cf. J. Lefort, *Village de Macédoine*, I, *La Chalcedique occidentale*, Paris, 1982, p. 91.
- (19) P. Lemerle, "Rogà et rente d'État aux X^e—XI^e siècles", *Revue des Études byzantines*, 25, 1967, pp. 77—100, 79 f, 88, 94—96.
- (20) J.-C. Cheynet, "Le rôle de l'aristocratie locale", p. 110.
- (21) cf. J.-C. Cheynet, "Aristocratie et héritage (XI^e—XIII^e siècles)", dans J. Beaucamp et G. Dagron éd., *La transmission du patrimoine. Byzance et l'aire méditerranéenne*, Paris, 1998, pp. 55—88, p. 70 f.
- (22) 井上浩「十一世紀ビザンツにおけるイエ・地域社会・皇帝——ケカウメノス『ストラテギコン』再考——」、『史林』六九巻四号、一九八六年、七五—一〇二頁、特に八九—九〇頁に關連する指摘が見られる。
- (23) 耕作が放棄されて三〇年が経過した農地は、当局によりクラスマ（「切り離れた」）土地と宣言され、国庫に没収された。井上浩「『シザンツ帝国』、一五七—一六一頁を参照。
- (24) *Basilika*, 22—5—15; J. & P. Zeppos, *Jus graeco-romanum*, vol. I, Athens, 1931, p. 645 f.
- (25) *Actes de Docheiariou*, no. 4, pp. 73—88.
- (26) *ibid.*, p. 76 f. イバントエスの反逆に(27)つは Ioannes Scylitzes, *Synopsis historiarum*, ed., H. Thurn, Berlin - New York, 1973, pp. 411—414 を参照。
- (27) cf. J.-C. Cheynet, "Trois familles du duché d'Antioche", p. 16 f.
- (28) メリッサノスは、一〇〇四年十一月十七日に死去した。cf. D. Papachryssanthou, "La date de la mort du sébastocrator Isaac Comnène et de quelques événements contemporains", *Revue des Études byzantines*, 21, 1963, pp. 250—255, p. 252, n. 17.
- (29) cf. P. Magdalino, *The Empire of Manuel I Komnenos, 1143—1180*, Cambridge, 1993, p. 507. 彼が一〇七〇年代以降に司法長官に昇進した。V. Laurent, *Le corpus des sceaux de l'empire byzantin*, t. II, *L'administration centrale*, Paris, 1981, no. 1121, p. 622.

- (30) M. Nystazopoulou - Pelakidou ed., Βυζαντινὰ ἔγγραφα τῆς Μοῦνης Πόττου, II, Athens, 1980, p. 133.
- (31) A. П. Каждан, Социальный состав господствующего класса Византийской империи в XI — XII вв, Москва, 1974, стр. 142
- IV**
- (1) B. Skoulatos, *Les personnages byzantins de l'Alexiade. Analyse prosopographique et synthèse*, Louvain, 1980, no. 150, pp. 240—245.
- (2) *Actes d'Iviron*, II, p. 144.
- (3) J. - C. Cheynet, *Pouvoir et contestations*, p. 299.
- (4)メリッセノスが一〇八一年にテッサロニケを受領してから一〇四年に死去するまで、少なくとも四人のテッサロニケのテマ判事を確認できる。すなわち、一〇八九年にボレロン、ストリュモン、テッサロニケの判事だったマギストロスのニケタス・クシフィリノス、一〇九五年、ボレロン、ストリュモン、テッサロニケの判事兼アナグラフェウスの任にあったプロートクロパラテスのエウテュシオス、一一〇一年以前にボレロン、ストリュモン、テッサロニケの判事の地位にあったクロパラテスのニケフォロス・コントステファノス、同じく一一〇四年以前に同地域の判事だったプロエドロスのミカエル・ロディオスである。° *Actes de Laura*, I, no. 50, p. 267, l.1—2; no. 56, p. 293, l.64; J. Lefort, éd., *Actes d'Espignérou*, Paris, 1973, no. 5, p. 57 f, l.1, 34; *Actes d'Iviron*, II, no. 52, p. 228, l.6—8. この他にセバストスのヨハネス・タロニテスが一一〇二年にトラキア、マケドニア、ボレロン、ストリュモン、テッサロニケの判事兼アナグラフェウスだったらしい。cf B. Skoulatos, *Les personnages byzantins*, p. 155 f et n. 5.
- (5) *Actes d'Iviron*, II, no. 34, pp. 91—98.
- (6) B. Skoulatos, *Les personnages byzantins*, no. 144, pp. 224—232.
- (7) 彼は首都の宮廷におうつとも、戦場におうつとも、常に皇帝マンクンオス一世と行動を共にしていったようである。° *ibid.*, pp. 225—227.
- (8) *ibid.*, no. 87, pp. 135—138; K. Barzos, Η γενεαλογία τῶν Κομνηνῶν, 2 vols, Thessalonike, 1984, vol. I, no. 23, pp. 134—144.
- (9) Anna Comnena, *Alexiade*, éd. B. Leib - P. Gautier, 4 vols, Paris, 1937—1976, vol. II, p. 147.
- (10) *ibid.*, II, p. 213 f.
- (11) *ibid.*, III, p. 65 f.
- (12) *Actes d'Iviron*, II, no. 51, pp. 203—211.
- (13) L. Petit, "Le Monastere de Notre Dame de Pitie en Macédoine", *Izvestija Russkago Archeologiceskogo Instituta v Konstantinopole*, 6, 1900, pp. 1—153, 28—30; cf. K. Barzos, Η γενεαλογία τῶν Κομνηνῶν, I, p. 147.
- (14) Anna Comnena, III, pp. 92—99.
- (15) J. - F. Vannier, "Les premiers Paléologues. Étude genealogique et prosopographique", dans J. - C. Cheynet et J. - F. Vannier, *Études prosopographiques*, pp. 123—187, 147—149.
- (16) *Actes de Docheiariou*, p. 63 の編者イコノミチスの解説を参照。

- (17) cf. N. Oikonomides, "L'évolution de l'organisation administrative de l'empire byzantin au XI^e siècle (1025—1118)", *Travaux et Mémoires*, 6, 1976, pp. 125—152, p. 140; R. Guiland, "Logaristaste", *Jahrbuch der österreichischen Byzantinistik*, 18, 1969, pp. 101—113.
- (18) *Actes d'Iviron*, II, no. 51, p. 211, l. 133 (ロヨロスノマタナス); *Actes de Lavra*, I, no. 64, p. 332, l. 59 f. (タシノイリノス)
- (19) *Actes d'Iviron*, II, no. 45, p. 161, l. 5; p. 166, l. 82; no. 50, p. 202, l. 72.
- (20) Pseudo-Luciano, *Timarione*, ed. R. Romano, Napoli, 1974, pp. 55—59; *Timarion*, tr. by B. Baldwin, Detroit, 1984, pp. 46—49.
- (21) M. Angold, "Archons and Dynasts", p. 240; cf. M. Alexiou, "Literary Subversion and the Aristocracy in Twelfth-Century Byzantium: A Stylistic Analysis of Timarion (ch. 6—10)", *Byzantine and Modern Greek Studies*, 8, 1982—1983, pp. 29—45
- (22) J.-F. Vannier, "Les premiers Paléologues", p. 147 f.
- (23) カリオンタクニコロスノマタナスの擧句。 *Actes d'Iviron*, II, no. 43, p. 149, l. 58 f.
- (24) ベシノイノナス・ロヨロスノマタナス。 *ibid.*, II, no. 51, p. 211, l. 133.
- (25) *ibid.*, II, no. 52, p. 237, l. 323; *Actes de Docheiariou*, no. 3, p. 68, l. 13.
- (26) G. Kolias, *Léon Chaerosphactes, magistre, proconsul et patrice*, Athens, 1939; M. W. Herlong, *Kinship and Social Mobility in Byzantium, 717—959*, Ph. D. thesis, The Catholic University of America, 1986, pp. 106—108.
- (27) D. F. Sullivan ed., *The Life of Saint Nikon*, Brookline Mass., 1987, p. 194 f.
- (28) G. Schlumberger, *Sigillographie de l'empire byzantin*, Paris, 1884 (rep. Torino, 1963), p. 636.
- (29) 一〇三〇年'パトリキオス'エタスキュリチス長官のラホシ・ロヨロスノマタナス'マセクレテイスのシカホシ'一〇三一年にプロローマセクレテイスだったエウストラティオスオシウ。 Ioannes Scylitzes, *Synopsis historiarum*, ed. H. Thurn, Berlin-New York, 1973, p. 380; V. Laurent, *Le corpus des sceaux de l'empire byzantin*, t. II, no. 114, p. 49; Michael Attaleiates, *Historia*, ed. I. Bekker, Bonn, 1853, p. 167.
- (30) B. Skoulatos, *Les personnages byzantins*, no. 34, pp. 52—54.
- (31) Nikephoros Bryennios, p. 261.
- (32) cf. L. Clucas, *The Trial of John Italos and the Crisis of Intellectual Values in Byzantium in the Eleventh Century*, München, 1981, p. 24.
- (33) E. N. Branousi ed., Βυζαντινά έγγραφα τῆς Μοιῆς Πατριου, I, Athens, 1980, p. 337, 343.
- (34) P. Gautier, "Le Synode des Blachernes (fin 1094). Etude topographique", *Revue des Études byzantines*, 29, 1971, pp. 213—284, p. 251 f.
- (35) E. N. Branousi ed., Βυζαντινά έγγραφα τῆς Μοιῆς Πατριου, I, p. 337.

- (36) C. N. Sathas ed., *Μεσοαιωνική βιβλιοθήκη*, vol. IV, Athens - Paris, 1874 (rep. Hildesheim, 1972), p. 424.
- (37) J. M. Hussey, *Church & Learning in the Byzantine Empire*, 867 - 1185, London, 1937, pp. 46 - 48, 53 - 57, 65 - 68. 井上浩「十一世紀コンスタンティノープルの法科大学」, 中村賢二郎編『都市の社会史』, ミネルヴァ書房, 一九八三年, 二一七 - 二四一頁。
- (38) イルストゥリオス, 次いでプロトプロエゲロスが判事のヨハネス・タシフィリノス (法科大学長の同名の甥)・ドロングリオス・テース・ヴィグラスのコンスタンティノス・タシフィリノスなど。V. Laurent, *Le corpus des sceaux de l'empire byzantin*, t. II, no. 875, 876, p. 459 f.; C. N. Sathas ed., *Μεσοαιωνική βιβλιοθήκη*, vol. V, Venise - Paris, 1876 (rep. Hildesheim, 1972), p. 499.
- (39) *Actes de Lavra*, I, no. 50, p. 267, l. 1 - 2; no. 52, p. 274, l. 11.
- (40) V. Laurent, "Les Bulles métriques dans la Sigillographie byzantine", *Hellenika*, 6, 1933, no. 526, p. 219. 彼は法科大学長の後継に総主教になったヨハネス・タシフィリノスの兄弟と推定される。Skylitzes Continuatus, *Η Συνεχεια της χρονολογιας*, ed., E. Th. Zolakis, Thessalonike, 1968, p. 123.
- (41) A. P. Kazhdan, "Xiphilinos", in *The Oxford Dictionary of Byzantium*, p. 2210 f.
- (42) カジユダンは「同家を上級者に奉仕する「シニステルアーレン」系の家門と形容している。A. П. Каждан, *Социальный состав*, стр. 169.
- (43) V. Laurent, *Le corpus des sceaux de l'empire byzantin*, t. II, no. 172, 173, p. 82. なお「オスティアリオスは「本来」皇帝や皇妃の居室の扉口で来訪する高官たちの案内役を務めた宦官の役職名だったが、十一世紀には「しばしば中央官庁の書記官に付与されていた。cf. A. P. Kazhdan, "Ostiaris", in *The Oxford Dictionary of Byzantium*, p. 1540.
- (44) J. & P. Zepos, *Jus graeco - romanum*, vol. I, p. 432; J. Darrouzès, *Recherches sur les Οφικια de l'eglise byzantine*, Paris, 1970, p. 43, 102, 434. カルトフュラタスは「総主教を補佐し「文書行政を主管する総主教座の重要な役職である。
- (45) *Actes de Lavra*, II, no. 90, p. 83, l. 116 (1300); no. 108, p. 186, l. 79 (1321); cf. J. Lefort, *Village de Macédoine*, I, p. 55.
- (46) J. - F. Vannier, *Familles byzantines: Les Argyroi (IX^e - XII^e siècles)*, Paris, 1975.
- (47) *Actes de Lavra*, I, no. 59, p. 309, l. 34, 40 f (1110).
- (48) *ibid.*, no. 53, p. 42, l. 35 f (1097); cf. J. - F. Vannier, *Les Argyroi*, p. 63.
- (49) *Actes de Lavra*, I, no. 59, p. 311, l. 80, 90 (1110).
- (50) Ioannes Skylitzes, p. 441 f. トルニキオスを見捨てて皇帝に帰順したテオドロスは「後にパチエネグ人と戦って戦死した。*ibid.*, p. 467.
- (51) *Actes d'Iviron*, II, no. 43, p. 149, l. 50 (1085).
- (52) J. - C. Cheynet, C. Morisson et W. Seibt ed., *Sceaux byzantins*

- de la collection Henri Seyrig*, Paris, 1991, no. 220, p. 153 f. タグマトフユラクスとは、精銳常備軍の部隊長の意。シユランブルジェによれば、それは中小の都市や地域の防衛を担当した軍指揮官の呼称だったと見う。G. Schlumberger, *Sigillographie de l'empire byzantin*, p. 369.
- (53) C. Mango, *The Art of the Byzantine Empire 312—1453*, Englewood Cliffs, N. J., 1972 (rep. Toronto, 1986), p. 225 f.
- (54) Eustathios of Thessaloniki, *The Capture of Thessaloniki*, ed., J. R. Melville Jones, Canberra, 1988, pp. 60—63, 193. 彼らはフィラデルフェノスという異名があり、小アジアのフィラデルフィアの町との関連性も推測される。ただし、彼が擁立した偽アレクシオス二世はエペイロス地方の農民の子だったというから、彼の活動範囲はバルカン西部に限られていたようである。
- (55) *Actes de Lavra*, I, no. 64, p. 332, l. 48, 63.
- (56) cf. J. Lefort, *Paysages de Macédoine ; leurs caractères, leurs évolution à travers les documents et les récits de voyageurs*, Paris, 1986, p. 235.
- (57) *Actes d'Iviron*, II, no. 45, p. 163 f, l. 41, 47, 48 (1090—1094) ; *Actes de Lavra*, I, no. 59, p. 308 f, l. 5, 21, 30, 32 (1110) ; cf. J. Lefort, *Village de Macédoine*, I, p. 152, 154 f.
- (58) cf. J.-C. Cheynet, *Pouvoir et contestations*, p. 154 et n. 1.
- (59) 十二世紀後半、セバストスのドクサパトレスは、エウボイアに滞在中のエウテュミオス・トルニケスを訪問している。また、第四回十字軍の帝都占領後、某ドクサパトレスは、ペロポネソスのアラクロヴァの城塞に拠り、フランク軍に抵抗している。さらに、コリントスからは十一—十二世紀のものと思われる二つのドクサパトレスの印章が発見された。Michael Choniates, *Τα σωζόμενα*, 2 vols, ed., Sp. Lampros, Athens, 1879—1880 (rep. Groningen, 1968), vol. II, p. 232 ; J. Schmitt, *The Chronicle of Morea*, London, 1904 (rep. New York, 1979), p. 121 ; N. Oikonomides, ed., *Studies in Byzantine Sigillography*, vol. II, Washington, D. C., 1988, p. 123, 129.
- (60) *Actes d'Iviron*, II, no. 45, p. 165, l. 63 ; cf. J. Lefort, *Village de Macédoine*, I, p. 116.
- (61) Theophanes Continuatus, *Historia*, ed., I. Bekker, Bonn, 1838, p. 452, 461 ; M. W. Herlong, *Kinship and Social Mobility*, p. 176 ; R. Guiland, *Recherches sur les institutions byzantines*, 2 vols, Amsterdam, 1967, vol. II, p. 181.
- (62) Theodoros Daphnopates, *Correspondance*, éd., J. Darrouzes et L. G. Westerink, Paris, 1978, no. 39, p. 227. 他に某クロナスが首都にマウロスという名の屋敷を所有していたことが知られてゐる。Th. Preger, *Scriptores originum Constantinopolitanarum*, 2 vols, Leipzig, 1901—1907 (rep. 1989), p. 148.
- (63) 十一世紀前半、カプア侯パンドゥールフォ四世はコンスタンティノーブルに一時亡命した。彼はその後帰国したが、ノルマン人の勢力が増大するにつれ、ビザンツに避難するランゴバルド系君侯の数は増えたと考えられる。この時期のビザンツとアマルフィ、サレルノとの交渉に関しては、K. N. Ciggaar, *Wes-*

tem Travellers to Constantinople : The West & Byzantium, 962 – 1204, Leiden, 1996, pp. 276 – 281 に略述されている。

- (24) *Actes de Lavra*, II, no. 77, p. 39, l. 5 – 8; J. Haldon, "Limnos, Monastic Holding and the Byzantine State : ca 1261 – 1453", in A. Bryer & H. Lowry, *Continuity and Change in Late Byzantine and Early Ottoman Society*, Birmingham - Washington, D. C., 1986, pp. 161 – 215, esp. p. 164 f.

- (25) アルギュロスとドケイアノスに関しては本章註四七を参照。またシュナデノスについては、一〇八三年以前にアトス山のクセノフォン修道院に土地を寄進している「プリアイ(カルキディケ西部)のカルトフユラクス、某シュナデノスの名が知られてゐる。D. Papachryssanthou éd., *Actes de Xénophon*, Paris, 1986, no. 3, p. 82, l. 22; cf. J. Lefort, *Village de Macédoine*, I, p. 50, 52.

V

- (1) シュンバティオスは、皇帝から衣服を下賜されており、皇帝への遺贈も取り決めている。 *Actes d'Iviron*, II, no. 44, p. 154 f. l. 8 – 11. イヴィロン文書の編者は、シュンバティオス夫妻が首都で生活していた証拠として、夫妻の遺言書など三通の文書が首都で作成されていること、妻カレー(修道女マリア)が首都の修道士たちと親交があったこと、を挙げている。 *ibid.*, II, p. 175.

- (2) *ibid.*, II, p. 152, 173 f. 画家に関するのは、A. П. Каждан, *Армянне в составе господствующего класса*, стр. 103 – 106, 114 – 116.

- (3) 夫妻の従者には、アベルガリボスやパトリキオスのマケタレスなど、アルメニア系の名を帯びた人物が確認できるのも注目される。ことによると、後者はアルメニア系のマケタリオス家の成員かもしれない。 A. П. Каждан, *Армянне в составе господствующего класса*, стр. 100 – 103.

- (4) *Actes d'Iviron*, II, no. 43, p. 149, l. 52; no. 44, p. 159, l. 9; no. 47, p. 178 f. l. 182, l. 17, 10, 25, 56. この中で唯一、四七番文書の二五行目で彼は「プロエドロスと呼ばれている。これは、その後、彼が同爵位に昇進したことを示しているのかもしれない。

- (5) *ibid.*, II, no. 44, p. 154, l. 10; no. 47, p. 179, 182, l. 22 f. 68.

- (6) 一一八二年にアテネ府主教に着任したシカエル・コニアテスは、複数の甥を伴い、また姻戚関係にあったベリッサリオテス家の成員も一行に加えてゐた。 M. Angold, *Church and Society in Byzantium under the Comneni 1081 – 1261*, Cambridge, 1995, p. 199 f.

- (7) たとえば十二世紀、カストリアの有力者テオドロス・レムニオテスの妻アンナは、十一世紀以降に多くの高級官僚を出しているラデノス家の出身だった。 cf. P. Pelekanidis & M. Chatzidakis, *Kastoria*, Athens, 1985, pp. 38 – 43. ラデノス家については、V. Laurent, *Le corpus des sceaux de l'empire byzantin*, t. II, no. 550, 612, 966, 1048, 1083; Ch. Stavrakos, *Die byzantinische Bleisiegel mit Familiennamen aus der Sammlung des Numismatischen Museums Athen*, Ph. D. thesis, Universität Wien, 1990, no. 217, 218等を参照。

- (8) P. Magdalino, "Aspects of Twelfth - Century Byzantine *Kaiserkritik*", *Speculum*, 58, 1983, pp. 326—346.
- (9) N. Oikonomides, "Oi *oouθévrai* tōv Kpntikōv to 1118", *Περὸς τὴν ἐποχὴν τοῦ Β' Διεθνoῦς Κρητολόγοικoῦ Συνεδρίoυ*, 1981, pp. 308—317; E. Malamut, *Les îles de l'empire byzantin*, 2 vols, Paris, 1988, vol. II, p. 489, 491, 515.
- (10) 文官系家門が地方に定着し、やがて自立的な権力を樹立した好例として、ナウプリオンのスグーロス家を想起することができ。同家の成員は、十一世紀後半頃から文官として姿を見せしており、アレクシオス一世治下にはプロエドロスのスグーロス

が、セバストラートルのイサキオスの従者かつロガリアステスとして後者の所領管理を務めていた。同家の成員は、十二世紀末に至っても、中央の財務官庁に仕えているのが目撃されるが、その一方でナウプリオンの町の支配権を父から継承したレオン・スグーロスは、第四回十字軍の来寇に伴う混乱に乗じて周辺地域の武力征服に乗り出すのである。 *Actes d'Iviron*, II, no. 50, p. 202, l. 72; *Actes de Lavra*, I, no. 67, p. 353 f. l. 102, 107, 115; no. 68, p. 356 f. l. 16, 50; A. Dieva, "The Phenomenon Leo Sgouros", *Etudes balkaniques*, 26, 1990, pp. 31—51; J. Hoffmann, *Rudimente von Territorialstaaten*, S. 56—60, 95 f. 123, 130, 138 f.